

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考 ()は意見提出元
茨城県地域防災計画 風水害等対策計画編 目次	茨城県地域防災計画 風水害等対策計画編 目次		
<b>1 総則</b>	<b>1 総則</b>		
第1節 目的 ..... 1	第1節 目的 ..... 1		
第2節 県土の自然条件 ..... 3	第2節 県土の自然条件 ..... 3		
第3節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱 ..... 18	第3節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱 ..... 18		
<b>2 風水害対策計画</b>	<b>2 風水害対策計画</b>		
<b>第1章 災害予防</b>	<b>第1章 災害予防</b>		
第1節 県土の保全 ..... 26	第1節 県土の保全 ..... 26		
第2節 土砂災害防止対策 ..... 32	第2節 土砂災害防止対策 ..... 32		
第3節 道路・港湾の安全対策 ..... 37	第3節 道路・港湾の安全対策 ..... 36		
第4節 都市防災 ..... 37	第4節 都市防災 ..... 37		
第5節 学校等の安全対策・文化財の保護 ..... 39	第5節 学校等の安全対策・文化財の保護 ..... 39		
第6節 農地・農業の安全対策 ..... 40	第6節 農地・農業の安全対策 ..... 40		
第7節 気象業務整備 ..... 41	第7節 気象業務整備 ..... 41		
第8節 情報通信設備等の整備 ..... 41	第8節 情報通信設備等の整備 ..... 42		
第9節 災害用資材、機材等の点検整備 ..... 45	第9節 災害用資材、機材等の点検整備 ..... 45		
第10節 火災予防 ..... 45	第10節 火災予防 ..... 46		
第11節 防災知識の普及 ..... 48	第11節 防災知識の普及 ..... 49		
第12節 防災訓練 ..... 51	第12節 防災訓練 ..... 52		
第13節 防災組織等の活動体制整備 ..... 55	第13節 防災組織等の活動体制整備 ..... 56		
第14節 要配慮者支援 ..... 58	第14節 要配慮者支援 ..... 59		
<b>第2章 災害応急対策</b>	<b>第2章 災害応急対策</b>		
第1節 組織 ..... 61	第1節 組織 ..... 62		
第2節 動員 ..... 70	第2節 動員 ..... 71		
第3節 気象情報等計画 ..... 70	第3節 気象情報等計画 ..... 71		
第4節 災害情報の収集・伝達 ..... 82	第4節 災害情報の収集・伝達 ..... 84		
<u>(新規)</u>	<u>第5節 災害救助法の適用</u>	93	i 被害把握前でも早期適用を可能とし、被災者
第5節 通信 ..... 90	第6節 通信 ..... 95		

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
第6節 広報 ..... 98	第7節 広報 ..... 104		支援の遅れを防ぐため、適用時の取扱いを明確化（防災・危機管理課）
第7節 消防活動 ..... 102	第8節 消防活動 ..... 108		
第8節 水防 ..... 105	第9節 水防 ..... 111		
第9節 災害警備 ..... 110	第10節 災害警備 ..... 116		
第10節 交通計画 ..... 111	第11節 交通計画 ..... 117		
第11節 避難 ..... 117	第12節 避難 ..... 123		
第12節 食糧供給 ..... 121	第13節 食糧供給 ..... 128		
第13節 衣料・生活必需品等供給 ..... 124	第14節 衣料・生活必需品等供給 ..... 131		
第14節 給水 ..... 127	第15節 給水 ..... 133		
第15節 要配慮者安全確保対策 ..... 127	第16節 要配慮者安全確保対策 ..... 134		
第16節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 ..... 130	第17節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 ..... 136		
第17節 医療・助産 ..... 130	第18節 医療・助産 ..... 137		
第18節 防疫 ..... 132	第19節 防疫 ..... 139		
第19節 災害廃棄物の処理 ..... 134	第20節 災害廃棄物の処理 ..... 140		
第20節 死体の搜索及び処理埋葬 ..... 135	第21節 死体の搜索及び処理埋葬 ..... 142		
第21節 障害物の除去 ..... 138	第22節 障害物の除去 ..... 144		
第22節 輸送 ..... 139	第23節 輸送 ..... 145		
第23節 労務計画 ..... 141	第24節 労務計画 ..... 147		
第24節 児童生徒等の安全確保・応急教育等 ..... 141	第25節 児童生徒等の安全確保・応急教育等 ..... 147		
第25節 自衛隊に対する災害派遣要請 ..... 144	第26節 自衛隊に対する災害派遣要請 ..... 150		
第26節 応援・支援 ..... 155	第27節 応援・支援 ..... 161		
第27節 農地農業 ..... 160	第28節 農地農業 ..... 167		
第28節 電力施設の復旧 ..... 162	第29節 電力施設の復旧 ..... 168		
第29節 東日本電信電話株式会社茨城支店の災害対策計画 163	第30節 NTT東日本 株式会社茨城支店の災害対策計画 169	ii	社名変更に伴う修正（NTT東日本株式会社）
第30節 株式会社NTTドコモ茨城支店の非常災害対策計画 165	第31節 株式会社NTTドコモ茨城支店の非常災害対策計画 171		
第31節 県防災ヘリコプターによる災害応急対策 ..... 166	第32節 県防災ヘリコプターによる災害応急対策 ..... 172		
第32節 郵政事業に係る措置 ..... 166	第33節 郵政事業に係る措置 ..... 173		
<b>第3章 災害復旧計画</b>	<b>第3章 災害復旧計画</b>		
第1節 公共施設の災害復旧 ..... 168	第1節 公共施設の災害復旧 ..... 174		
第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 ..... 170	第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 ..... 176		
第3節 災害復旧資金 ..... 174	第3節 災害復旧資金 ..... 180		

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金 175 第5節 その他の保護計画 186 第6節 防災関係機関の復旧計画 187	第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金 180 第5節 その他の保護計画 192 第6節 防災関係機関の復旧計画 193		
<b>3 海上災害対策計画</b>	<b>3 海上災害対策計画</b>		
<b>第1章 災害予防</b>	<b>第1章 災害予防</b>		
第1節 海上交通安全の確保 191 第2節 船舶の安全な運航の確保 191 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 192 第4節 緊急輸送活動への備え 194 第5節 防災関係機関の防災訓練の実施 194 第6節 災害復旧への備え 194	第1節 海上交通安全の確保 197 第2節 船舶の安全な運航の確保 197 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 198 第4節 緊急輸送活動への備え 200 第5節 防災関係機関の防災訓練の実施 200 第6節 災害復旧への備え 200		
<b>第2章 災害応急対策</b>	<b>第2章 災害応急対策</b>		
第1節 発災直後の情報の収集・連絡 195 第2節 活動体制の確立 196 第3節 捜索、救出・救助及び消火活動 199 第4節 危険物等の大量流出に対する応急対策 200 第5節 緊急輸送の確保 203 第6節 治安の維持 204 第7節 応援の要請 204 第8節 流出油等災害の補償対策 204	第1節 発災直後の情報の収集・連絡 201 第2節 活動体制の確立 203 第3節 捜索、救出・救助及び消火活動 206 第4節 危険物等の大量流出に対する応急対策 207 第5節 緊急輸送の確保 211 第6節 治安の維持 211 第7節 応援の要請 211 第8節 流出油等災害の補償対策 212		
<b>4 航空災害対策計画</b>	<b>4 航空災害対策計画</b>		
<b>第1章 災害予防</b>	<b>第1章 災害予防</b>		
第1節 茨城県の航空状況 206 第2節 航空交通の安全のための情報の充実 206 第3節 航空機の安全な運行の確保 206 第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 207	第1節 茨城県の航空状況 213 第2節 航空交通の安全のための情報の充実 213 第3節 航空機の安全な運行の確保 214 第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 214		
<b>第2章 災害応急対策</b>	<b>第2章 災害応急対策</b>		
第1節 発災直後の情報の収集・連絡 210	第1節 発災直後の情報の収集・連絡 217		

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
第2節 活動体制の確立 ..... 212	第2節 活動体制の確立 ..... 219		
第3節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動 ..... 215	第3節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動 ..... 222		
第4節 避難指示、誘導 ..... 216	第4節 避難指示、誘導 ..... 223		
第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 ..... 216	第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 ..... 223		
第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 ..... 217	第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 ..... 224		
第7節 遺族等事故災害関係者の対応 ..... 217	第7節 遺族等事故災害関係者の対応 ..... 225		
第8節 防疫及び遺体の処理 ..... 217	第8節 防疫及び遺体の処理 ..... 225		
<b>5 鉄道災害対策計画</b>	<b>5 鉄道災害対策計画</b>		
<b>第1章 災害予防</b>	<b>第1章 災害予防</b>		
第1節 茨城県の鉄道状況 ..... 219	第1節 茨城県の鉄道状況 ..... 226		
第2節 鉄道交通の安全のための情報の充実 ..... 220	第2節 鉄道交通の安全のための情報の充実 ..... 227		
第3節 鉄道交通安全運行の確保 ..... 220	第3節 鉄道交通安全運行の確保 ..... 227		
第4節 鉄道車両の安全性の確保 ..... 221	第4節 鉄道車両の安全性の確保 ..... 228		
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え ..... 221	第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え ..... 228		
<b>第2章 災害応急対策</b>	<b>第2章 災害応急対策</b>		
第1節 発災直後の情報の収集・連絡 ..... 225	第1節 発災直後の情報の収集・連絡 ..... 232		
第2節 活動体制の確立 ..... 226	第2節 活動体制の確立 ..... 234		
第3節 救助・救急、医療及び消火活動 ..... 229	第3節 救助・救急、医療及び消火活動 ..... 237		
第4節 避難指示、誘導 ..... 230	第4節 避難指示、誘導 ..... 238		
第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 ..... 230	第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 ..... 239		
第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 ..... 231	第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 ..... 239		
第7節 防疫及び遺体の処理 ..... 231	第7節 防疫及び遺体の処理 ..... 240		
<b>第3章 災害復旧</b> ..... 232	<b>第3章 災害復旧</b> ..... 240		
<b>6 道路災害対策計画</b>	<b>6 道路災害対策計画</b>		
<b>第1章 災害予防</b>	<b>第1章 災害予防</b>		
第1節 茨城県の道路交通状況 ..... 233	第1節 茨城県の道路交通状況 ..... 241		
第2節 道路交通の安全のための情報の充実 ..... 234	第2節 道路交通の安全のための情報の充実 ..... 242		
第3節 道路施設等の管理と整備 ..... 234	第3節 道路施設等の管理と整備 ..... 242		

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 234	第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 243		
第5節 防災知識の普及 237	第5節 防災知識の普及 245		
第6節 再発防止対策の実施 237	第6節 再発防止対策の実施 245		
<b>第2章 災害応急対策</b>	<b>第2章 災害応急対策</b>		
第1節 発災直後の情報の収集・連絡 238	第1節 発災直後の情報の収集・連絡 246		
第2節 活動体制の確立 239	第2節 活動体制の確立 248		
第3節 救助・救急、医療及び消火活動 243	第3節 救助・救急、医療及び消火活動 252		
第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 243	第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 253		
第5節 危険物の流出に対する応急対策 244	第5節 危険物の流出に対する応急対策 253		
第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動 244	第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動 253		
第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 244	第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 253		
第8節 防疫及び遺体の処理 245	第8節 防疫及び遺体の処理 254		
<b>第3章 災害復旧</b> 245	<b>第3章 災害復旧</b> 254		
<b>7 危険物等災害対策計画</b>	<b>7 危険物等災害対策計画</b>		
<b>第1章 災害予防</b>	<b>第1章 災害予防</b>		
第1節 危険物等災害の予防対策（各災害共通事項） 246	第1節 危険物等災害の予防対策（各災害共通事項） 255		
第2節 石油類等危険物施設の予防対策 249	第2節 石油類等危険物施設の予防対策 258		
第3節 高圧ガス・火薬類の予防対策 250	第3節 高圧ガス・火薬類の予防対策 259		
第4節 毒劇物取扱施設の予防対策 252	第4節 毒劇物取扱施設の予防対策 261		
第5節 放射線使用施設等の予防対策 253	第5節 放射線使用施設等の予防対策 262		
第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策 254	第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策 263		
<b>第2章 災害応急対策</b>	<b>第2章 災害応急対策</b>		
第1節 発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項） 255	第1節 発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項） 264		
第2節 活動体制の確立（各災害共通事項） 259	第2節 活動体制の確立（各災害共通事項） 269		
第3節 石油類等危険物施設の事故応急対策 262	第3節 石油類等危険物施設の事故応急対策 272		
第4節 高圧ガス、火薬類の事故応急対策 265	第4節 高圧ガス、火薬類の事故応急対策 275		
第5節 毒劇物 <u>多量</u> 取扱施設の事故応急対策 269	第5節 毒劇物 <u>多量</u> 取扱施設の事故応急対策 279	v	誤りの修正（薬務課）

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
第6節 放射線使用施設等の事故応急対策 ..... 270	第6節 放射線使用施設等の事故応急対策 ..... 280		
第7節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策 ..... 271	第7節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策 ..... 282		
第8節 避難誘導対策 ..... 272	第8節 避難誘導対策 ..... 283		
第9節 捜索・救出・救助対策 ..... 273	第9節 捜索・救出・救助対策 ..... 283		
第10節 応援要請対策 ..... 273	第10節 応援要請対策 ..... 283		
第11節 医療救護対策 ..... 273	第11節 医療救護対策 ..... 284		
第12節 緊急輸送の確保 ..... 273	第12節 緊急輸送の確保 ..... 284		
<b>8 大規模な火事災害対策計画</b>	<b>8 大規模な火事災害対策計画</b>		
<b>第1章 災害予防</b>	<b>第1章 災害予防</b>		
第1節 災害に強いまちづくり ..... 275	第1節 災害に強いまちづくり ..... 285		
第2節 大規模な火事災害防止のための情報の充実 ..... 276	第2節 大規模な火事災害防止のための情報の充実 ..... 286		
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え ..... 276	第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え ..... 286		
第4節 防災知識等の普及 ..... 278	第4節 防災知識等の普及 ..... 288		
<b>第2章 災害応急対策</b>	<b>第2章 災害応急対策</b>		
第1節 発災直後の情報の収集・連絡 ..... 279	第1節 発災直後の情報の収集・連絡 ..... 289		
第2節 活動体制の確立 ..... 280	第2節 活動体制の確立 ..... 291		
第3節 救助・救急、医療及び消火活動 ..... 283	第3節 救助・救急、医療及び消火活動 ..... 294		
第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 ..... 283	第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 ..... 295		
第5節 避難の受入れ ..... 284	第5節 避難の受入れ ..... 295		
第6節 施設及び設備の応急復旧活動 ..... 284	第6節 施設及び設備の応急復旧活動 ..... 295		
第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 ..... 284	第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 ..... 296		
第8節 防疫及び遺体の処理 ..... 285	第8節 防疫及び遺体の処理 ..... 296		
<b>第3章 災害復旧</b> ..... 285	<b>第3章 災害復旧</b> ..... 296		
<b>9 林野火災対策計画</b>	<b>9 林野火災対策計画</b>		
<b>第1章 災害予防</b>	<b>第1章 災害予防</b>		
第1節 林野火災に強い地域づくり ..... 286	第1節 林野火災に強い地域づくり ..... 297		
第2節 林野火災防止のための情報の充実 ..... 286	第2節 林野火災防止のための情報の充実 ..... 297		

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
<p><u>(新規)</u></p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 286</p> <p>第4節 防災活動の促進 289</p> <p><b>第2章 災害応急対策</b></p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡 289</p> <p>第2節 活動体制の確立 291</p> <p>第3節 救助・救急、医療及び消火活動 293</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保 295</p> <p>第5節 避難の受入れ 295</p> <p>第6節 施設、設備の応急復旧活動 295</p> <p>第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 295</p> <p>第8節 二次災害の防止活動 296</p>	<p><b>第3節 林野火災に対する警戒の強化</b> 298</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 298</p> <p>第5節 防災活動の促進 301</p> <p><b>第2章 災害応急対策</b></p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡 302</p> <p>第2節 活動体制の確立 303</p> <p>第3節 救助・救急、医療及び消火活動 306</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保 308</p> <p>第5節 避難の受入れ 308</p> <p>第6節 施設、設備の応急復旧活動 309</p> <p>第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 309</p> <p>第8節 二次災害の防止活動 309</p> <p><b>10 火山噴火降灰対策計画</b></p> <p><b>第1章 災害予防</b></p> <p>第1節 火山噴火降灰による被害想定 311</p> <p>第2節 火山に関する情報等 313</p> <p>第3節 防災知識の普及等 315</p> <p><b>第2章 災害応急対策</b></p> <p>第1節 降灰対策における留意すべき事項等 316</p>	Vi	防災基本計画を反映 (消防安全課)
			令和7年度防災基本計画の修正を踏まえ、火山噴火降灰対策を新設 (防災・危機管理課)

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
<p>1 総則 第2節 県土の自然条件</p> <p><b>第2 気候</b></p> <p><b>2 気象災害の概況</b></p> <p>本県においては、台風、低気圧による災害のほか、雷災、ひょう害、霜害、冷害等の気象災害がある。</p> <p>(1) 台風（昭和16年以降）</p> <p>（中略）</p> <p>④⑦ 平成21.10.8（第18号）</p> <p>台風は8日12時頃に最接近し、7日11時から8日11時までの総降水量は、花園で167.0mm、北茨城で129.5mm、大能で116.5mm、日立で130.0mm、柿岡で102.5mmを観測した。また、8日朝に土浦市、龍ヶ崎市及び利根町で竜巻が発生した。被害は、負傷者15名、住家被害（半壊34、一部損壊222、床上浸水1、床下浸水19）</p> <p>（後略）</p>	<p>1 総則 第2節 県土の自然条件</p> <p><b>第2 気候</b></p> <p><b>2 気象災害の概況</b></p> <p>本県においては、台風、低気圧による災害のほか、雷災、ひょう害、霜害、冷害等の気象災害がある。</p> <p>(1) 台風（昭和16年以降）</p> <p>（中略）</p> <p>④⑦ 平成21.10.8（第18号）</p> <p>台風は8日12時頃に最接近し、7日11時から8日11時までの総降水量は、花園で167.0mm、北茨城で129.5mm、大能で116.5mm、日立で130.0mm、柿岡で102.5mmを観測した。また、8日朝に土浦市、龍ヶ崎市及び利根町で竜巻が発生した。被害は、負傷者15名、住家被害（半壊34、一部損壊222、床上浸水1、床下浸水19）</p> <p>（後略）</p>		
<p><b>第3節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p><b>第3 指定地方行政機関</b></p> <p>関東管区警察局</p> <p>1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。</p> <p>2 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。</p> <p>3 管区内防災関係機関との連携に関すること。</p> <p>4 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること。</p>	<p><b>第3節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p><b>第3 指定地方行政機関</b></p> <p>関東管区警察局</p> <p>1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。</p> <p>2 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。</p> <p>3 管区内防災関係機関との連携に関すること。</p> <p>4 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること。</p>	11	誤記修正（龍ヶ崎市）

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
<p>5 警察通信の確保及び統制に関すること。</p> <p>6 津波警報、火山警報の伝達に関すること。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>5 警察通信の確保及び統制に関すること。</p> <p>6 津波警報、火山警報の伝達に関すること。</p> <p><u>関東管区行政評価局（茨城行政監視行政相談センター）</u></p> <p><u>1 被災者への生活支援情報の提供に関すること。</u></p> <p><u>2 専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること。</u></p> <p><u>3 特別行政相談所の開設に関すること。</u></p>		
<p>関東総合通信局</p> <p>1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。</p> <p>2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること。</p> <p>3 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用整備及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。</p> <p>4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。</p> <p>5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。</p> <p>（略）</p>	<p>関東総合通信局</p> <p>1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。</p> <p>2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること。</p> <p>3 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用整備及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。</p> <p>4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。</p> <p>5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。</p> <p>（略）</p>	19	管区行政評価局等が指定地方行政機関に指定されたため（関東管区行政評価局（茨城行政監視行政相談センター））

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
<b>第5 指定公共機関</b>  日本原子力発電株式会社（東海発電所_____） 放射線災害の防止及び応急対策等に関すること。	<b>第5 指定公共機関</b>  日本原子力発電株式会社（東海発電所・ <u>東海第二発電所</u> ） 放射線災害の防止及び応急対策等に関すること。	22	茨城県地域防災計画記載の名称を統一（日本原子力発電株式会社）
<b>東日本電信電話</b> 株式会社 1 電気通信施設の整備及び点検に関すること。 2 災害時における緊急電話の取扱いに関すること。 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。	<u>N T T 東日本</u> 株式会社 1 電気通信施設の整備及び点検に関すること。 2 災害時における緊急電話の取扱いに関すること。 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。	23	社名変更に伴う修正（N T T 東日本株式会社）
<b>第6 指定地方公共機関</b>  ガス事業者（東部ガス株式会社、 <u>東日本ガス株式会社</u> ） 1 ガス施設の安全、保全に関すること。 2 災害時におけるガスの供給に関すること。	<b>第6 指定地方公共機関</b>  ガス事業者（東部ガス株式会社、 <u>株式会社エナジー宇宙</u> ） 1 ガス施設の安全、保全に関すること。 2 災害時におけるガスの供給に関すること。	24	グループ会社合併・分社化による社名変更（株式会社エナジー宇宙）

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
2 風水害対策計画 第1章 災害予防 第1節 県土の保全	2 風水害対策計画 第1章 災害予防 第1節 県土の保全		
<b>第1 治山治水計画</b>	<b>第1 治山治水計画</b>		
<b>1 治山計画</b>	<b>1 治山計画</b>	26	山地災害危険地区や保安林指定面積等の時点修正（林業課）
(1) 森林の概況  本県の森林は県北部を中心とする山岳林、県中央部から南西部にかけての平地林及び海岸線に沿って分布する海岸林に大別され、面積は18万 <u>8</u> 千haで県土の約1/3を占めている。  (後略)	(1) 森林の概況  本県の森林は県北部を中心とする山岳林、県中央部から南西部にかけての平地林及び海岸線に沿って分布する海岸林に大別され、面積は18万 <u>7</u> 千haで県土の約1/3を占めている。  (後略)		
(2) 治山施設の整備  県内における山地災害危険地区等を調査した結果、総数で <u>1,249</u> 箇所あり、その内訳は次のとおりである。（令和 <u>6</u> 年3月末現在）  山地災害危険地区 （民有林） <u>1,188</u> 箇所 （国有林） 21箇所 ※資料8- <u>12</u> 海岸防災林荒廃危険地区 40箇所 ※資料8- <u>13</u>  (後略)	(2) 治山施設の整備  県内における山地災害危険地区等を調査した結果、総数で <u>1,250</u> 箇所あり、その内訳は次のとおりである。（令和 <u>7</u> 年3月末現在）  山地災害危険地区 （民有林） <u>1,189</u> 箇所 （国有林） 21箇所 ※資料8- <u>8-2</u> 海岸防災林荒廃危険地区 40箇所 ※資料8- <u>9</u>  (後略)		誤記修正（防災・危機管理課）
<b>2 保安林整備計画</b>	<b>2 保安林整備計画</b>		
(1) 保安林の概況  森林には、雨を貯え、ゆっくりと川に流すことで、安定した川の流れを保ち、洪水や渇水、土砂の流出などを防止する働きがある。  これらの公益的機能の発揮が特に要請される森林について、保安林に指定し適正な管理を進めている。  令和 <u>5</u> 年度末現在で、民有保安林 <u>18,116</u> ha、国有保安林	(1) 保安林の概況  森林には、雨を貯え、ゆっくりと川に流すことで、安定した川の流れを保ち、洪水や渇水、土砂の流出などを防止する働きがある。  これらの公益的機能の発揮が特に要請される森林について、保安林に指定し適正な管理を進めている。  令和 <u>6</u> 年度末現在で、民有保安林 <u>18,268</u> ha、国有保安林		山地災害危険地区や保安林指定面積等の時点

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
<p>38,041ha、計<u>56,157</u>haの保安林が配備されている。</p> <p>(2) 保安林整備計画 (略)</p> <p><b>3 河川改修</b></p> <p>(1) 河川の概況 (略)</p> <p>(2) 河川改修事業</p> <p>ア 直轄河川改修</p> <p>利根川は明治以来治水事業が進められてきたが、昭和22年のカスリン台風等の結果に鑑み</p> <p>八斗島の基本高水流量を<u>22,000</u>m<sup>3</sup>/sとして工事を実施中である。しかし、下流部においては未だ無堤地区があるなど治水安全度は低く、事業の促進を図る必要がある。</p> <p>（後略）</p>	<p>38,041ha、計<u>56,309</u>haの保安林が配備されている。</p> <p>(2) 保安林整備計画 (略)</p> <p><b>3 河川改修</b></p> <p>(1) 河川の概況 (略)</p> <p>(2) 河川改修事業</p> <p>ア 直轄河川改修</p> <p>利根川は明治以来治水事業が進められ_____、昭和22年のカスリン台風等の既往洪水や気候変動により予測される将来の降雨量の増加等を考慮し、八斗島の基本高水流量を<u>26,000</u>m<sup>3</sup>/sとして工事を実施中である。しかし、下流部においては未だ無堤地区があるなど治水安全度は低く、事業の促進を図る必要がある。</p> <p>（後略）</p>	27	修正（林業課） 国の河川整備計画変更に伴う修正（監理課）
<p><b>第3 水防法に基づく洪水・内水氾濫対策</b></p> <p><b>5 避難体制等の整備</b></p> <p>（中略）</p> <p>(5) 市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。</p> <p>（後略）</p>	<p><b>第3 水防法に基づく洪水・内水氾濫対策</b></p> <p><b>5 避難体制等の整備</b></p> <p>（中略）</p> <p>(5) 市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。</p> <p>（後略）</p>	31	取り消し線の修正（監理課）

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
<p><b>第8節 情報通信設備等の整備</b></p> <p>災害発生時には、国、県、市町村、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることが全ての対策の基本となる。そのため、平常時より、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークを強化していくことが必要である。</p> <p><b>1 情報通信設備の整備</b></p> <p>(1) 県の情報通信設備 (略)</p> <p>(2) 市町村の情報通信設備</p> <p>1) 市町村防災行政無線 (略)</p> <p>2) 消防無線 消防無線には<u>周波数別に①市町村波、②救急波、③県内共通波、④全国共通波がある。</u> <u>特に、広域応援体制による消火活動を円滑実施するため、全国共通波の整備に努める。</u></p> <p>(3) 防災関係機関の情報通信設備</p> <p>1) 関東管区警察局 警察無線設備</p> <p>2) 第三管区海上保安本部 海上保安庁通信設備</p> <p>3) 気象庁 <u>気象通信設備</u>、防災情報 提供システム (<u>専用線</u>・インターネット)</p> <p>4) 国土交通省関東地方整備局 国土交通省無線設備</p>	<p><b>第8節 情報通信設備等の整備</b></p> <p>災害発生時には、国、県、市町村、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることが全ての対策の基本となる。そのため、平常時より、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークを強化していくことが必要である。</p> <p><b>1 情報通信設備の整備</b></p> <p>(1) 県の情報通信設備 (略)</p> <p>(2) 市町村の情報通信設備</p> <p>1) 市町村防災行政無線 (略)</p> <p>2) 消防無線 消防無線には、<u>市町村等及び都道府県がそれぞれの消防業務・救急業務の管轄区域において、消防・救急業務の活動を行う時に使用する活動波がある。</u> <u>また、市町村等及び都道府県がその属する管轄区域を越えて、他の市町村等及び都道府県の消防活動を支援する場合又は指定を受けている周波数が輻輳時により使用できない場合に消防庁が消防機関との相互連絡を行う場合に使用される共通波がある。</u> <u>消防無線については、大規模災害時にも、迅速かつ確実に被害情報等を共有できる有用な設備であることから適切な整備及び維持管理に努める。</u></p> <p>(3) 防災関係機関の情報通信設備</p> <p>1) 関東管区警察局 警察無線設備</p> <p>2) 第三管区海上保安本部 海上保安庁通信設備</p> <p>3) 気象庁 <u>気象情報伝達処理システム（専用線）</u>、防災情報 提供システム (<u>_____</u>・インターネット)</p> <p>4) 国土交通省関東地方整備局 国土交通省無線設備</p>	42	電波法の記載に変更があったため、修正。また、消防無線の考え方を追記（いばらき消防指令センター）
		42	現状のシステムと整合していないため。（水戸地方気象台）

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
<p>5) 東京電力パワーグリッド(株)茨城総支社 東京電力通信設備  6) J R 東日本(株)水戸支社 鉄道通信設備  7) 茨城交通(株) 茨城交通通信設備  8) 首都圏新都市鉄道(株) 鉄道通信設備  (4) 情報通信設備の災害時の機能確保  (略)</p>	<p>5) 東京電力パワーグリッド(株)茨城総支社 東京電力通信設備  6) J R 東日本(株)水戸支社 鉄道通信設備  7) 茨城交通(株) 茨城交通通信設備  8) 首都圏新都市鉄道(株) 鉄道通信設備  (4) 情報通信設備の災害時の機能確保  (略)</p>		
<p>第11節 防災知識の普及  (中略)</p> <p>1 一般県民向けの防災教育  (1) 普及すべき防災知識の内容  (略)  (2) 防災基地の整備  (略)  (3) 広報紙、パンフレットの配布  (略)  (4) 講習会等の開催  (略)  (5) 住民参加型ワークショップの開催  (略)  (6) その他のメディアの活用  1) テレビ・ラジオ局、C A T V局の番組の活用  2) ビデオ、D V D、<u>フィルムの製作</u>、貸出  3) 文字放送の活用  4) インターネットの活用（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、X等）  <u>5) 地震体験車等の教育設備の貸出</u>  <u>6) 県防災情報メールの活用</u></p>	<p>第11節 防災知識の普及  (中略)</p> <p>1 一般県民向けの防災教育  (1) 普及すべき防災知識の内容  (略)  (2) 防災基地の整備  (略)  (3) 広報紙、パンフレットの配布  (略)  (4) 講習会等の開催  (略)  (5) 住民参加型ワークショップの開催  (略)  (6) その他のメディアの活用  1) テレビ・ラジオ局、C A T V局の番組の活用  2) ビデオ、D V D、<u>機材等の</u> 貸出  3) 文字放送の活用  4) インターネットの活用（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、X等）  <u>（削除）</u>  5) 県防災情報メールの活用</p>	50	文言修正。廃止となっている地震体験車を反映。地震編の表現と統一（防災・危機管理課）

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元																					
<p>第2章 災害応急対策 第3節 気象情報等計画</p> <p>第1 風水害関係</p> <p>5 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、茨城県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼び掛けられるを喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。</p> <p>10 洪水予報河川の洪水予報 河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。 (1) 国が管理する河川の洪水予報  (中略)</p> <p>国の機関が行う洪水予報の伝達先（茨城県内関係のみ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担当官署</th> <th>伝達先</th> <th>伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東地方整備局 常陸河川国道事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所</td> <td>県（土木部河川課） 関係市町村 河川情報センター</td> <td>メール・FAX</td> </tr> <tr> <td><u>水戸地方気象台</u></td> <td>県（防災・危機管理課） 日本放送協会 NTT五反田センター※1 総務省消防庁</td> <td>専用回線</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：NTT五反田センターへの伝達は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。</p>	担当官署	伝達先	伝達方法	関東地方整備局 常陸河川国道事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所	県（土木部河川課） 関係市町村 河川情報センター	メール・FAX	<u>水戸地方気象台</u>	県（防災・危機管理課） 日本放送協会 NTT五反田センター※1 総務省消防庁	専用回線	<p>第2章 災害応急対策 第3節 気象情報等計画</p> <p>第1 風水害関係</p> <p>5 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、茨城県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。</p> <p>10 洪水予報河川の洪水予報 河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。 (1) 国が管理する河川の洪水予報  (中略)</p> <p>国の機関が行う洪水予報の伝達先（茨城県内関係のみ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担当官署</th> <th>伝達先</th> <th>伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東地方整備局 常陸河川国道事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所</td> <td>県（土木部河川課） 関係市町村 河川情報センター</td> <td>メール・FAX</td> </tr> <tr> <td><u>水戸地方気象台</u></td> <td>県（防災・危機管理課） 日本放送協会 NTT五反田センター※1 総務省消防庁</td> <td>専用回線</td> </tr> <tr> <td><u>気象庁</u></td> <td>日本放送協会 NTT五反田センター※1 総務省消防庁</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：NTT五反田センターへの伝達は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。</p>	担当官署	伝達先	伝達方法	関東地方整備局 常陸河川国道事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所	県（土木部河川課） 関係市町村 河川情報センター	メール・FAX	<u>水戸地方気象台</u>	県（防災・危機管理課） 日本放送協会 NTT五反田センター※1 総務省消防庁	専用回線	<u>気象庁</u>	日本放送協会 NTT五反田センター※1 総務省消防庁		72	誤植のため（水戸地方気象台）
担当官署	伝達先	伝達方法																						
関東地方整備局 常陸河川国道事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所	県（土木部河川課） 関係市町村 河川情報センター	メール・FAX																						
<u>水戸地方気象台</u>	県（防災・危機管理課） 日本放送協会 NTT五反田センター※1 総務省消防庁	専用回線																						
担当官署	伝達先	伝達方法																						
関東地方整備局 常陸河川国道事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所	県（土木部河川課） 関係市町村 河川情報センター	メール・FAX																						
<u>水戸地方気象台</u>	県（防災・危機管理課） 日本放送協会 NTT五反田センター※1 総務省消防庁	専用回線																						
<u>気象庁</u>	日本放送協会 NTT五反田センター※1 総務省消防庁																							
		74	水戸地方気象台から伝達するのは茨城県のみで他の関係機関は気象庁からの伝達となるため。また、担当官署の霞ヶ浦河川事務所に誤字があるため。（水戸地方気象台）																					

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元																																		
<p>(2) 県が管理する河川の洪水予報</p> <p>茨城県土木部河川課と水戸地方気象台が共同で発表する利根川水系桜川洪水予報（氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報）は、県土木部河川課が土木事務所を通じて関係市町村に通報するものとする（警戒レベル2～5に相当する）。水戸地方気象台は、県防災・危機管理課ほか関係防災機関・報道機関に通報する。</p> <p>利根川水系桜川洪水予報の伝達先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担当官署</th> <th>伝達先</th> <th>伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">茨城県土木部河川課</td> <td>土浦土木事務所</td> <td rowspan="6">メール及びFAX</td> </tr> <tr> <td>霞ヶ浦河川事務所</td> </tr> <tr> <td>茨城県警察本部</td> </tr> <tr> <td>土浦市</td> </tr> <tr> <td>つくば市</td> </tr> <tr> <td>阿見町</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">水戸地方気象台</td> <td>県（防災・危機管理課）</td> <td rowspan="4">専用回線</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会</td> </tr> <tr> <td>NTT五反田センター※1</td> </tr> <tr> <td>総務省消防庁</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：NTT五反田センターへの伝達は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。</p>	担当官署	伝達先	伝達方法	茨城県土木部河川課	土浦土木事務所	メール及びFAX	霞ヶ浦河川事務所	茨城県警察本部	土浦市	つくば市	阿見町	水戸地方気象台	県（防災・危機管理課）	専用回線	日本放送協会	NTT五反田センター※1	総務省消防庁	<p>(2) 県が管理する河川の洪水予報</p> <p>茨城県土木部河川課と水戸地方気象台が共同で発表する利根川水系桜川洪水予報（氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報）は、県土木部河川課が土木事務所を通じて関係市町村に通報するものとする（警戒レベル2～5に相当する）。水戸地方気象台は、県防災・危機管理課ほか関係防災機関・報道機関に通報する。</p> <p>利根川水系桜川洪水予報の伝達先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担当官署</th> <th>伝達先</th> <th>伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">茨城県土木部河川課</td> <td>土浦土木事務所</td> <td rowspan="6">メール及びFAX</td> </tr> <tr> <td>霞ヶ浦河川事務所</td> </tr> <tr> <td>茨城県警察本部</td> </tr> <tr> <td>土浦市</td> </tr> <tr> <td>つくば市</td> </tr> <tr> <td>阿見町</td> </tr> <tr> <td>水戸地方気象台</td> <td>県（防災・危機管理課）</td> <td rowspan="4">専用回線</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会</td> </tr> <tr> <td>NTT五反田センター※1</td> </tr> <tr> <td>総務省消防庁</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：NTT五反田センターへの伝達は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。</p>	担当官署	伝達先	伝達方法	茨城県土木部河川課	土浦土木事務所	メール及びFAX	霞ヶ浦河川事務所	茨城県警察本部	土浦市	つくば市	阿見町	水戸地方気象台	県（防災・危機管理課）	専用回線	日本放送協会	NTT五反田センター※1	総務省消防庁	74	水戸地方気象台から伝達するのは茨城県のみで他の関係機関は気象庁からの伝達となるため。（水戸地方気象台）
担当官署	伝達先	伝達方法																																			
茨城県土木部河川課	土浦土木事務所	メール及びFAX																																			
	霞ヶ浦河川事務所																																				
	茨城県警察本部																																				
	土浦市																																				
	つくば市																																				
	阿見町																																				
水戸地方気象台	県（防災・危機管理課）	専用回線																																			
	日本放送協会																																				
	NTT五反田センター※1																																				
	総務省消防庁																																				
担当官署	伝達先	伝達方法																																			
茨城県土木部河川課	土浦土木事務所	メール及びFAX																																			
	霞ヶ浦河川事務所																																				
	茨城県警察本部																																				
	土浦市																																				
	つくば市																																				
	阿見町																																				
水戸地方気象台	県（防災・危機管理課）	専用回線																																			
日本放送協会																																					
NTT五反田センター※1																																					
総務省消防庁																																					

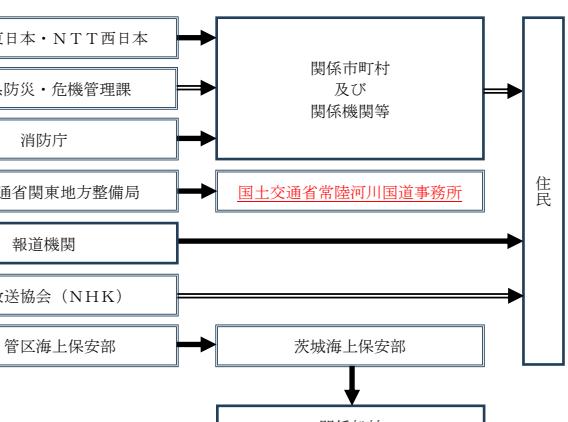
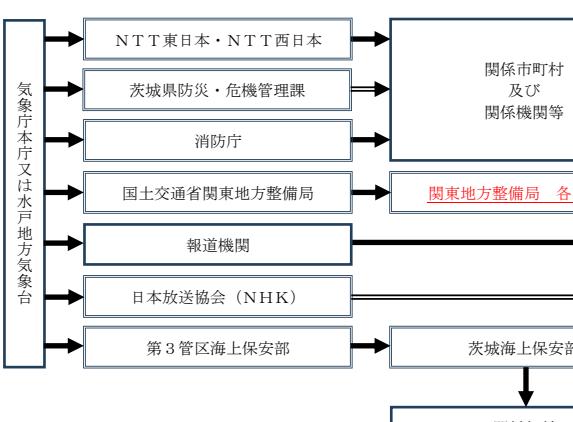
茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
<p>伝達系統図（例：那珂川、久慈川）</p> <p>改定前</p> <p>改定後</p> <p>76</p> <p>伝達系統図において電話番号に変更があったため。（水戸地方気象台）</p> <p>連絡先修正（常陸河川国道事務所）</p>	<p>伝達系統図（例：那珂川、久慈川）</p> <p>改定後</p> <p>76</p> <p>伝達系統図において電話番号に変更があったため。（水戸地方気象台）</p> <p>連絡先修正（常陸河川国道事務所）</p>		

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前			改定後			R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元	
(3) 指定河川洪水予報の種類、表題と概要			(3) 指定河川洪水予報の種類、標題と概要					
洪水警報	種類	標題	概要	洪水警報	種類	標題	概要	
	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。	氾濫発生情報		氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。			
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超えて、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。	氾濫危険情報		氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超えて、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。			
洪水注意報	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。	氾濫警戒情報		氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。			
	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	洪水注意報		氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。		
(略)			(略)					
(4) 水位情報周知河川の水位情報等			(4) 水位情報周知河川の水位情報等					
(略)			(略)					
11 火災気象通報			11 火災気象通報					
(中略)			(中略)					
(5) 通報の基準			(5) 通報の基準					
毎朝（5時頃）、向こう24時間先までの気象状況の概要を気象概況として通報する。この通報において、火災気象通報の通報基準に該当又は該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として <u>以下のとおり</u> 「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。また、定時通報後、予想に変化があった場合は、定時通報と同様の形式で通報を行う。			毎朝（5時頃）、向こう24時間先までの気象状況の概要を気象概況として通報する。この通報において、火災気象通報の通報基準に該当又は該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として_____「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。また、定時通報後、予想に変化があった場合は、定時通報と同様の形式で通報を行う。					

## 茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
<p><b>14 特別警報・警報・注意報の伝達</b></p> <p>(1) 水戸地方気象台関係</p> <p>水戸地方気象台が発表した特別警報・警報・注意報は次に示す伝達系統図により通知する</p>  <p>(注略)</p> <p>(2) 県関係 (略)</p> <p>(3) <u>日本電信電話株式会社</u> (NTT東日本又はNTT西日本) 関係 気象庁本庁又は水戸地方気象台からNTT東日本・NTT西日本に通報された警報は、関係の各市町村に伝達される。 この場合警報の種類だけで内容については伝達されない。</p> <p>(後略)</p> <p>(4) 日本放送協会 (NHK) 関係 (略)</p> <p>(5) 県警察本部関係 (略)</p>	<p><b>14 特別警報・警報・注意報の伝達</b></p> <p>(1) 水戸地方気象台関係</p> <p>水戸地方気象台が発表した特別警報・警報・注意報は次に示す伝達系統図により通知する</p>  <p>(注略)</p> <p>(2) 県関係 (略)</p> <p>(3) <u>NTT株式会社</u> (NTT東日本又はNTT西日本) 関係 気象庁本庁又は水戸地方気象台からNTT東日本・NTT西日本に通報された警報は、関係の各市町村に伝達される。 この場合警報の種類だけで内容については伝達されない。</p> <p>(後略)</p> <p>(4) 日本放送協会 (NHK) 関係 (略)</p> <p>(5) 県警察本部関係 (略)</p>	78	「常陸河川国道事務所」以外にも伝達（常陸河川国道事務所）
		81	社名変更に伴う修正 (NTT東日本株式会社)

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考 <sup>(1)</sup> は意見提出元
(6) この外、主な官公庁には水戸地方気象台から直接通報している。	(6) この外、主な官公庁には水戸地方気象台から直接通報している。		
<b>第4節 災害情報の収集・伝達</b>	<b>第4節 災害情報の収集・伝達</b>		
<b>2 被害情報・措置情報の収集・伝達</b>	<b>2 被害情報・措置情報の収集・伝達</b>		
(中略)	(中略)		
(5) 被害種類別の情報収集・伝達方法	(5) 被害種類別の情報収集・伝達方法		
(中略)	(中略)		
<b>4) 情報収集・伝達系統4 (ライフライン被害)</b>	<b>4) 情報収集・伝達系統4 (ライフライン被害)</b>	87	グループ会社合併・分社化による社名変更 (株式会社エナジー宇宙)
<p>電気 → 東京電力パワーグリッド ガス → 東京ガスネットワーク 電話 → 東部ガス 水道 → 東日本ガス 下水道 → NTT東日本 水道事業者 → 県政企画部(水政課) 企業局(施設課) 下水道事業者 → 県土木部(下水道課)</p>	<p>電気 → 東京電力パワーグリッド ガス → 東京ガスネットワーク 電話 → 東部ガス 水道 → エナジー宇宙 下水道 → NTT東日本 水道事業者 → 県政企画部(水政課) 企業局(施設課) 下水道事業者 → 県土木部(下水道課)</p>		
(後略)	(後略)		

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
<u>（新規）</u>	<p><b>第5節 災害救助法の適用</b></p> <p><u>市町村単位の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。</u></p> <p><b>1 被害状況の把握及び認定</b></p> <p><u>市町村は、救助法の適用に当たって被害状況の把握及び認定を、次の基準で行う。</u></p> <p><b>(1) 被災世帯の算定</b></p> <p><u>被災世帯の算定は、住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯を1世帯とし、住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯については1／2世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯にあっては1／3世帯とみなして算定する。</u></p> <p><b>(2) 住家の滅失等の算定</b></p> <p><b>1) 住家の全壊、全焼、流失</b></p> <p><u>住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</u></p> <p><b>2) 住家の半壊、半焼</b></p> <p><u>住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</u></p> <p><b>3) 住家の床上浸水</b></p> <p><u>1) 及び2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。</u></p> <p><b>(3) 住家及び世帯の単位</b></p> <p><b>1) 住家</b></p>	90	災害応急対策を迅速かつ的確に進めるため、災害救助法の適用について追記し、取り扱いを明確化（防災・危機管理課）

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元																
	<p><u>現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。</u></p> <p><u>2) 世帯</u>  <u>生計を一にしている実際の生活単位をいう。</u></p> <p><u>2 救助法の適用基準</u>  <u>救助法の適用基準は、救助法施行令第1条に定めるところによるが、災害による被害が、次に掲げる基準に該当し、知事が救助を必要と認めたとき、市町村単位にその適用地域を指定し実施する。</u></p> <p><u>(1) 市町村における全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数がそれぞれ次の表に示す世帯以上に達したとき。（救助法施行令第1条第1項第1号）</u></p> <p><u>令別表第1</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>市町村の人口</u></th><th><u>住家滅失世帯数</u></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>5,000人未満</u></td><td><u>30世帯</u></td></tr> <tr> <td><u>5,000人以上 15,000 //</u></td><td><u>40 //</u></td></tr> <tr> <td><u>15,000 //</u></td><td><u>50 //</u></td></tr> <tr> <td><u>30,000 //</u></td><td><u>60 //</u></td></tr> <tr> <td><u>50,000 //</u></td><td><u>80 //</u></td></tr> <tr> <td><u>100,000 //</u></td><td><u>100 //</u></td></tr> <tr> <td><u>300,000 //</u></td><td><u>150 //</u></td></tr> </tbody> </table> <p><u>(2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の表第2に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数がその人口に応じ、次の表第3以上であること。（救助法施行令第1条第1項第2号）</u></p> <p><u>令別表第2</u></p>	<u>市町村の人口</u>	<u>住家滅失世帯数</u>	<u>5,000人未満</u>	<u>30世帯</u>	<u>5,000人以上 15,000 //</u>	<u>40 //</u>	<u>15,000 //</u>	<u>50 //</u>	<u>30,000 //</u>	<u>60 //</u>	<u>50,000 //</u>	<u>80 //</u>	<u>100,000 //</u>	<u>100 //</u>	<u>300,000 //</u>	<u>150 //</u>		
<u>市町村の人口</u>	<u>住家滅失世帯数</u>																		
<u>5,000人未満</u>	<u>30世帯</u>																		
<u>5,000人以上 15,000 //</u>	<u>40 //</u>																		
<u>15,000 //</u>	<u>50 //</u>																		
<u>30,000 //</u>	<u>60 //</u>																		
<u>50,000 //</u>	<u>80 //</u>																		
<u>100,000 //</u>	<u>100 //</u>																		
<u>300,000 //</u>	<u>150 //</u>																		

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>都道府県の区域内の人口</th> <th>住家滅失世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000,000人未満</td> <td>1,000世帯</td> </tr> <tr> <td>1,000,000人以上 2,000,000〃</td> <td>1,500〃</td> </tr> <tr> <td>2,000,000〃 3,000,000〃</td> <td>2,000〃</td> </tr> <tr> <td>3,000,000〃</td> <td>2,500〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>令別表第3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村の人口</th> <th>住家滅失世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000人未満</td> <td>15世帯</td> </tr> <tr> <td>5,000人以上 15,000〃</td> <td>20〃</td> </tr> <tr> <td>15,000〃 30,000〃</td> <td>25〃</td> </tr> <tr> <td>30,000〃 50,000〃</td> <td>30〃</td> </tr> <tr> <td>50,000〃 100,000〃</td> <td>40〃</td> </tr> <tr> <td>100,000〃 300,000〃</td> <td>50〃</td> </tr> <tr> <td>300,000〃</td> <td>75〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 当該市町村の区域を包括する都道府県の被害世帯数が、その人口に応じ次の表に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数あること。（救助法施行令第1条第1項第3号）</p> <p>令別表第4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都道府県の区域内の人口</th> <th>住家滅失世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000,000人未満</td> <td>5,000世帯</td> </tr> <tr> <td>1,000,000人以上 2,000,000〃</td> <td>7,000〃</td> </tr> <tr> <td>2,000,000〃 3,000,000〃</td> <td>9,000〃</td> </tr> <tr> <td>3,000,000〃</td> <td>12,000〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 市町村の被害が（1）（2）及び（3）に該当しないが、災害にかかる者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失した場合、又は多数の者が</p>	都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数	1,000,000人未満	1,000世帯	1,000,000人以上 2,000,000〃	1,500〃	2,000,000〃 3,000,000〃	2,000〃	3,000,000〃	2,500〃	市町村の人口	住家滅失世帯数	5,000人未満	15世帯	5,000人以上 15,000〃	20〃	15,000〃 30,000〃	25〃	30,000〃 50,000〃	30〃	50,000〃 100,000〃	40〃	100,000〃 300,000〃	50〃	300,000〃	75〃	都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数	1,000,000人未満	5,000世帯	1,000,000人以上 2,000,000〃	7,000〃	2,000,000〃 3,000,000〃	9,000〃	3,000,000〃	12,000〃		
都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数																																						
1,000,000人未満	1,000世帯																																						
1,000,000人以上 2,000,000〃	1,500〃																																						
2,000,000〃 3,000,000〃	2,000〃																																						
3,000,000〃	2,500〃																																						
市町村の人口	住家滅失世帯数																																						
5,000人未満	15世帯																																						
5,000人以上 15,000〃	20〃																																						
15,000〃 30,000〃	25〃																																						
30,000〃 50,000〃	30〃																																						
50,000〃 100,000〃	40〃																																						
100,000〃 300,000〃	50〃																																						
300,000〃	75〃																																						
都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数																																						
1,000,000人未満	5,000世帯																																						
1,000,000人以上 2,000,000〃	7,000〃																																						
2,000,000〃 3,000,000〃	9,000〃																																						
3,000,000〃	12,000〃																																						

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
	<p><u>生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当したとき。（救助法施行令第1条第1項第3号後段及び同第4号）</u></p> <p><u>〔災害救助法施行令第1条第1項第4号に基づく災害救助法の迅速な適用について〕</u></p> <p><u>上記第4号に該当するか否かの判断に際しては、住家の滅失数等の把握が困難な場合であっても、以下の条件を参考に速やかに適用を検討する。</u></p> <p>① <u>県災害対策本部及び市町村災害対策本部が設置されていること。</u></p> <p>② <u>現に住家被害が発生している、又は発生する蓋然性が高いこと。</u></p> <p>③ <u>避難所が開設され、避難生活が継続すると見込まれること（大規模停電、断水、孤立集落等を含む）。</u></p> <p><u>上記①～③のすべて、又は①と②若しくは③に該当する場合には、被災者の早期生活再建及び社会秩序の保全を図るため、4号基準の適用を速やかに行う。</u></p> <p><u>なお、上記①～③に該当しない場合であっても、隨時、内閣府と協議の上、救助法の適用を判断する。</u></p>		
<p>第<u>5</u>節 通信</p> <p>3 公衆電気通信設備が利用できない場合</p> <p>（1）他機関の通信設備の使用等 (略)</p> <p>（2）非常通信の利用</p> <p>（前略）</p>	<p>第<u>6</u>節 通信</p> <p>3 公衆電気通信設備が利用できない場合</p> <p>（1）他機関の通信設備の使用等 (略)</p> <p>（2）非常通信の利用</p> <p>（前略）</p>		

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元																																																																																																																																																				
<p>イ 取扱い無線局</p> <p>官公庁、会社、船舶、アマチュアなどの総ての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信を取り扱うことができることとなっている。ただし、無線局の機能及び通信可能範囲はさまざまなので、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局の機能（通信範囲）を十分把握しておくものとする。</p> <p>なお、県内で非常通信を取扱う無線局を有する主な機関は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>連絡担当課等</th> <th>所在地及び電話番号</th> <th>郵便番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本電信電話株式会社 茨 城 支 店</td> <td>災 害 対 策 室</td> <td>水戸市北見町8-8 029(232)4825</td> <td>310-0061</td> </tr> <tr> <td>関 東 管 区 警 察 局 茨 城 県 情 報 通 信 部</td> <td>機 動 通 信 課</td> <td>水戸市笠原町978-6 029(301)0110 (内)6061</td> <td>310-8550</td> </tr> <tr> <td>茨 城 県 警 察 本 部</td> <td>通 信 指 令 課</td> <td>〃 〃 (内)3641</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>国 土 交 通 省 下 館 河 川 事 務 所</td> <td>計 画 課</td> <td>筑西市二木成1753 0296(25)2173</td> <td>308-0841</td> </tr> <tr> <td>国 土 交 通 省 常 陸 河 川 国 道 事 務 所</td> <td>防 災 課</td> <td>水戸市千波町1962-2 029(240)4074</td> <td>310-0851</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(追記)</td></tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(追記)</td></tr> <tr> <td>東 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社 水 戸 支 社</td><td>水戸信号通信設備 技術センター</td> <td>水戸市三の丸1-4-47 029(227)3762</td> <td>310-0011</td> </tr> <tr> <td>茨 城 県 無 線 漁 業 協 同 組 合</td><td>参 事</td> <td>水戸市三の丸1-1-33 029(231)6592</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">茨 城 県</td><td>防 灾 ・ 危 機 管 理 課</td> <td>水戸市笠原町978-6 029(301)2885</td> <td>310-8555</td> </tr> <tr> <td>河 川 課</td> <td>〃 029(301)4490</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>水 産 試 験 場 漁 業 無 線 局</td> <td>ひたちなか市新光町51 029(273)7911</td> <td>312-0005</td> </tr> <tr> <td>東京電力パワーグリッド ( 株 ) 茨 城 総 支 社</td><td>茨 城 通 信 ネ ッ ト 運 用 総 括 グ ル ー プ</td> <td>水戸市南町2丁目6-2 029(387)3121</td> <td>310-0021</td> </tr> <tr> <td>日本アマチュア無線 連 盟 茨 城 県 支 部</td><td>支 部 長</td> <td>土浦市小岩田西1-6-3 029-824-4451</td> <td>300-0833</td> </tr> <tr> <td>日 立 市 天 气 相 談 所</td><td>所 長</td> <td>日立市助川町1-1-1 0294(22)5520</td> <td>317-0065</td> </tr> <tr> <td>N H K 水 戸 放 送 局</td><td>技 術</td> <td>水戸市大町3-4-4 029(232)9841</td> <td>310-8567</td> </tr> <tr> <td>株 式 会 社 L u c k y F M 茨 城 放 送</td><td>報 道 広 報 事 業 部</td> <td>水戸市千波町2084-2 029(244)3991</td> <td>310-8505</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 茨 城 県 支 部</td><td>事 業 推 進 課</td> <td>水戸市小吹町2551 029(241)4516</td> <td>310-0914</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号	東日本電信電話株式会社 茨 城 支 店	災 害 対 策 室	水戸市北見町8-8 029(232)4825	310-0061	関 東 管 区 警 察 局 茨 城 県 情 報 通 信 部	機 動 通 信 課	水戸市笠原町978-6 029(301)0110 (内)6061	310-8550	茨 城 県 警 察 本 部	通 信 指 令 課	〃 〃 (内)3641	〃	国 土 交 通 省 下 館 河 川 事 務 所	計 画 課	筑西市二木成1753 0296(25)2173	308-0841	国 土 交 通 省 常 陸 河 川 国 道 事 務 所	防 災 課	水戸市千波町1962-2 029(240)4074	310-0851	(追記)				(追記)				東 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社 水 戸 支 社	水戸信号通信設備 技術センター	水戸市三の丸1-4-47 029(227)3762	310-0011	茨 城 県 無 線 漁 業 協 同 組 合	参 事	水戸市三の丸1-1-33 029(231)6592	〃	茨 城 県	防 灾 ・ 危 機 管 理 課	水戸市笠原町978-6 029(301)2885	310-8555	河 川 課	〃 029(301)4490	〃	水 産 試 験 場 漁 業 無 線 局	ひたちなか市新光町51 029(273)7911	312-0005	東京電力パワーグリッド ( 株 ) 茨 城 総 支 社	茨 城 通 信 ネ ッ ト 運 用 総 括 グ ル ー プ	水戸市南町2丁目6-2 029(387)3121	310-0021	日本アマチュア無線 連 盟 茨 城 県 支 部	支 部 長	土浦市小岩田西1-6-3 029-824-4451	300-0833	日 立 市 天 气 相 談 所	所 長	日立市助川町1-1-1 0294(22)5520	317-0065	N H K 水 戸 放 送 局	技 術	水戸市大町3-4-4 029(232)9841	310-8567	株 式 会 社 L u c k y F M 茨 城 放 送	報 道 広 報 事 業 部	水戸市千波町2084-2 029(244)3991	310-8505	日本赤十字社 茨 城 県 支 部	事 業 推 進 課	水戸市小吹町2551 029(241)4516	310-0914	<p>イ 取扱い無線局</p> <p>官公庁、会社、船舶、アマチュアなどの総ての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信を取り扱うことができることとなっている。ただし、無線局の機能及び通信可能範囲はさまざまなので、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局の機能（通信範囲）を十分把握しておくものとする。</p> <p>なお、県内で非常通信を取扱う無線局を有する主な機関は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>連絡担当課等</th> <th>所在地及び電話番号</th> <th>郵便番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NTT東日本 株式会社 茨 城 支 店</td> <td>災 害 対 策 室</td> <td>水戸市北見町8-8 029(232)4825</td> <td>310-0061</td> </tr> <tr> <td>関 東 管 区 警 察 局 茨 城 県 情 報 通 信 部</td> <td>機 動 通 信 課</td> <td>水戸市笠原町978-6 029(301)0110 (内)6061</td> <td>310-8550</td> </tr> <tr> <td>茨 城 県 警 察 本 部</td> <td>通 信 指 令 課</td> <td>〃 〃 (内)3641</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>国 土 交 通 省 下 館 河 川 事 務 所</td> <td>管 理 課</td> <td>筑西市二木成1753 0296(25)2169 (内)390</td> <td>308-0841</td> </tr> <tr> <td>国 土 交 通 省 常 陸 河 川 国 道 事 務 所</td> <td>情 報 技 術 課</td> <td>水戸市千波町1962-2 029(215)9692 (内)251</td> <td>310-0851</td> </tr> <tr> <td>国 土 交 通 省 霞ヶ浦 河 川 事 務 所</td> <td>管 理 課</td> <td>潮来市潮来3510 0299(63)2418 (内)334</td> <td>311-2424</td> </tr> <tr> <td>国 土 交 通 省 霞ヶ浦導入工事事務所</td> <td>工 务 第 二 課</td> <td>土浦市下高津2-1-3 029(822)3441 (内)410</td> <td>300-0812</td> </tr> <tr> <td>東 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社 水 戸 支 社</td> <td>水 戸 信 号 通 信 設 備 技 術 中 心</td> <td>水戸市三の丸1-4-47 029(227)3762</td> <td>310-0011</td> </tr> <tr> <td>茨 城 県 無 線 漁 業 協 同 組 合</td> <td>参 事</td> <td>水戸市三の丸1-1-33 029(231)6592</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">茨 城 県</td><td>防 灾 ・ 危 機 管 理 課</td> <td>水戸市笠原町978-6 029(301)2885</td> <td>310-8555</td> </tr> <tr> <td>河 川 課</td> <td>〃 029(301)4490</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>水 産 試 験 場 漁 業 無 線 局</td> <td>ひたちなか市新光町51 029(273)7911</td> <td>312-0005</td> </tr> <tr> <td>東京電力パワーグリッド ( 株 ) 茨 城 総 支 社</td><td>茨 城 通 信 ネ ッ ト 運 用 総 括 グ ル ー プ</td> <td>水戸市南町2丁目6-2 029(231)3252</td> <td>310-0021</td> </tr> <tr> <td>日本アマチュア無線 連 盟 茨 城 県 支 部</td><td>支 部 長</td> <td>土浦市小岩田西1-6-3 029-824-4451</td> <td>300-0833</td> </tr> <tr> <td>日 立 市 天 气 相 談 所</td><td>所 長</td> <td>日立市助川町1-1-1 0294(22)5520</td> <td>317-0065</td> </tr> <tr> <td>N H K 水 戸 放 送 局</td><td>技 術</td> <td>水戸市大町3-4-4 029(232)9841</td> <td>310-8567</td> </tr> <tr> <td>株 式 会 社 L u c k y F M 茨 城 放 送</td><td>報 道 広 報 事 業 部</td> <td>水戸市千波町2084-2 029(244)3991</td> <td>310-8505</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 茨 城 県 支 部</td><td>事 業 推 進 課</td> <td>水戸市小吹町2551 029(241)4516</td> <td>310-0914</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号	NTT東日本 株式会社 茨 城 支 店	災 害 対 策 室	水戸市北見町8-8 029(232)4825	310-0061	関 東 管 区 警 察 局 茨 城 県 情 報 通 信 部	機 動 通 信 課	水戸市笠原町978-6 029(301)0110 (内)6061	310-8550	茨 城 県 警 察 本 部	通 信 指 令 課	〃 〃 (内)3641	〃	国 土 交 通 省 下 館 河 川 事 務 所	管 理 課	筑西市二木成1753 0296(25)2169 (内)390	308-0841	国 土 交 通 省 常 陸 河 川 国 道 事 務 所	情 報 技 術 課	水戸市千波町1962-2 029(215)9692 (内)251	310-0851	国 土 交 通 省 霞ヶ浦 河 川 事 務 所	管 理 課	潮来市潮来3510 0299(63)2418 (内)334	311-2424	国 土 交 通 省 霞ヶ浦導入工事事務所	工 务 第 二 課	土浦市下高津2-1-3 029(822)3441 (内)410	300-0812	東 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社 水 戸 支 社	水 戸 信 号 通 信 設 備 技 術 中 心	水戸市三の丸1-4-47 029(227)3762	310-0011	茨 城 県 無 線 漁 業 協 同 組 合	参 事	水戸市三の丸1-1-33 029(231)6592	〃	茨 城 県	防 灾 ・ 危 機 管 理 課	水戸市笠原町978-6 029(301)2885	310-8555	河 川 課	〃 029(301)4490	〃	水 産 試 験 場 漁 業 無 線 局	ひたちなか市新光町51 029(273)7911	312-0005	東京電力パワーグリッド ( 株 ) 茨 城 総 支 社	茨 城 通 信 ネ ッ ト 運 用 総 括 グ ル ー プ	水戸市南町2丁目6-2 029(231)3252	310-0021	日本アマチュア無線 連 盟 茨 城 県 支 部	支 部 長	土浦市小岩田西1-6-3 029-824-4451	300-0833	日 立 市 天 气 相 談 所	所 長	日立市助川町1-1-1 0294(22)5520	317-0065	N H K 水 戸 放 送 局	技 術	水戸市大町3-4-4 029(232)9841	310-8567	株 式 会 社 L u c k y F M 茨 城 放 送	報 道 広 報 事 業 部	水戸市千波町2084-2 029(244)3991	310-8505	日本赤十字社 茨 城 県 支 部	事 業 推 進 課	水戸市小吹町2551 029(241)4516	310-0914	94	社名変更に伴う修正 (NTT東日本株式会社)  県内他事務所を反映 (常陸河川国道事務所)  誤記修正 (東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社)
機 関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号																																																																																																																																																				
東日本電信電話株式会社 茨 城 支 店	災 害 対 策 室	水戸市北見町8-8 029(232)4825	310-0061																																																																																																																																																				
関 東 管 区 警 察 局 茨 城 県 情 報 通 信 部	機 動 通 信 課	水戸市笠原町978-6 029(301)0110 (内)6061	310-8550																																																																																																																																																				
茨 城 県 警 察 本 部	通 信 指 令 課	〃 〃 (内)3641	〃																																																																																																																																																				
国 土 交 通 省 下 館 河 川 事 務 所	計 画 課	筑西市二木成1753 0296(25)2173	308-0841																																																																																																																																																				
国 土 交 通 省 常 陸 河 川 国 道 事 務 所	防 災 課	水戸市千波町1962-2 029(240)4074	310-0851																																																																																																																																																				
(追記)																																																																																																																																																							
(追記)																																																																																																																																																							
東 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社 水 戸 支 社	水戸信号通信設備 技術センター	水戸市三の丸1-4-47 029(227)3762	310-0011																																																																																																																																																				
茨 城 県 無 線 漁 業 協 同 組 合	参 事	水戸市三の丸1-1-33 029(231)6592	〃																																																																																																																																																				
茨 城 県	防 灾 ・ 危 機 管 理 課	水戸市笠原町978-6 029(301)2885	310-8555																																																																																																																																																				
	河 川 課	〃 029(301)4490	〃																																																																																																																																																				
	水 産 試 験 場 漁 業 無 線 局	ひたちなか市新光町51 029(273)7911	312-0005																																																																																																																																																				
東京電力パワーグリッド ( 株 ) 茨 城 総 支 社	茨 城 通 信 ネ ッ ト 運 用 総 括 グ ル ー プ	水戸市南町2丁目6-2 029(387)3121	310-0021																																																																																																																																																				
日本アマチュア無線 連 盟 茨 城 県 支 部	支 部 長	土浦市小岩田西1-6-3 029-824-4451	300-0833																																																																																																																																																				
日 立 市 天 气 相 談 所	所 長	日立市助川町1-1-1 0294(22)5520	317-0065																																																																																																																																																				
N H K 水 戸 放 送 局	技 術	水戸市大町3-4-4 029(232)9841	310-8567																																																																																																																																																				
株 式 会 社 L u c k y F M 茨 城 放 送	報 道 広 報 事 業 部	水戸市千波町2084-2 029(244)3991	310-8505																																																																																																																																																				
日本赤十字社 茨 城 県 支 部	事 業 推 進 課	水戸市小吹町2551 029(241)4516	310-0914																																																																																																																																																				
機 関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号																																																																																																																																																				
NTT東日本 株式会社 茨 城 支 店	災 害 対 策 室	水戸市北見町8-8 029(232)4825	310-0061																																																																																																																																																				
関 東 管 区 警 察 局 茨 城 県 情 報 通 信 部	機 動 通 信 課	水戸市笠原町978-6 029(301)0110 (内)6061	310-8550																																																																																																																																																				
茨 城 県 警 察 本 部	通 信 指 令 課	〃 〃 (内)3641	〃																																																																																																																																																				
国 土 交 通 省 下 館 河 川 事 務 所	管 理 課	筑西市二木成1753 0296(25)2169 (内)390	308-0841																																																																																																																																																				
国 土 交 通 省 常 陸 河 川 国 道 事 務 所	情 報 技 術 課	水戸市千波町1962-2 029(215)9692 (内)251	310-0851																																																																																																																																																				
国 土 交 通 省 霞ヶ浦 河 川 事 務 所	管 理 課	潮来市潮来3510 0299(63)2418 (内)334	311-2424																																																																																																																																																				
国 土 交 通 省 霞ヶ浦導入工事事務所	工 务 第 二 課	土浦市下高津2-1-3 029(822)3441 (内)410	300-0812																																																																																																																																																				
東 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社 水 戸 支 社	水 戸 信 号 通 信 設 備 技 術 中 心	水戸市三の丸1-4-47 029(227)3762	310-0011																																																																																																																																																				
茨 城 県 無 線 漁 業 協 同 組 合	参 事	水戸市三の丸1-1-33 029(231)6592	〃																																																																																																																																																				
茨 城 県	防 灾 ・ 危 機 管 理 課	水戸市笠原町978-6 029(301)2885	310-8555																																																																																																																																																				
	河 川 課	〃 029(301)4490	〃																																																																																																																																																				
	水 産 試 験 場 漁 業 無 線 局	ひたちなか市新光町51 029(273)7911	312-0005																																																																																																																																																				
東京電力パワーグリッド ( 株 ) 茨 城 総 支 社	茨 城 通 信 ネ ッ ト 運 用 総 括 グ ル ー プ	水戸市南町2丁目6-2 029(231)3252	310-0021																																																																																																																																																				
日本アマチュア無線 連 盟 茨 城 県 支 部	支 部 長	土浦市小岩田西1-6-3 029-824-4451	300-0833																																																																																																																																																				
日 立 市 天 气 相 談 所	所 長	日立市助川町1-1-1 0294(22)5520	317-0065																																																																																																																																																				
N H K 水 戸 放 送 局	技 術	水戸市大町3-4-4 029(232)9841	310-8567																																																																																																																																																				
株 式 会 社 L u c k y F M 茨 城 放 送	報 道 広 報 事 業 部	水戸市千波町2084-2 029(244)3991	310-8505																																																																																																																																																				
日本赤十字社 茨 城 県 支 部	事 業 推 進 課	水戸市小吹町2551 029(241)4516	310-0914																																																																																																																																																				

## 茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前				改定後				R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元		
茨城海上保安部	警備救難課	ひたちなか市和田町3-4-16 029(262)4304	311-1214	茨城海上保安部	警備救難課	ひたちなか市和田町3-4-16 029(262)4304	311-1214				
日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所	危機管理課	那珂郡東海村大字白方2-4 029(282)5100	319-1195	日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所	危機管理課	那珂郡東海村大字白方2-4 029(282)5100	319-1195				
日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所	危機管理課	那珂郡東海村大字村松4-33 029(282)1111	319-1194	日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所	危機管理課	那珂郡東海村大字村松4-33 029(282)1111	319-1194				
日本原子力研究開発機構 大洗研究所	危機管理課	東茨城郡大洗町成田町4002番地 029(267)4141	311-1393	日本原子力研究開発機構 大洗研究所	危機管理課	東茨城郡大洗町成田町4002番地 029(267)4141	311-1393				
日本原子力発電 株式会社東海発電所	総務室 総務サブグループ	那珂郡東海村白方1-1 029(282)1211	319-1198	日本原子力発電 株式会社東海発電所	総務室 総務サブグループ	那珂郡東海村白方1-1 029(282)1211	319-1198				
（後略）											
第6節 広報 (略)				第7節 広報 (略)				102	「第5節 災害救助法の適用」追記に伴う修正（防災・危機管理課）		
第7節 消防活動				第8節 消防活動							
6 救急業務				6 救急業務				103	誤記修正（茨城西南広域消防本部）		
<p>消防機関が行う救急業務は、火災をはじめ交通事故、労働災害等の11種類について、傷病者の搬送を任務として実施しているが、近年、急病によるものが増加の傾向にある。救急医療体制の充実強化についての関係機関との十分な協力体制が必要であり、地域の実態に応じた体制の確立を図ることとしている。県内の救急医療体制及び救急自動車の保有台数は資料11-1及び資料11-2のとおりである。</p>				<p>消防機関が行う救急業務は、火災をはじめ交通事故、労働災害等の11種類について、傷病者の搬送を任務として実施しているが、近年、急病によるものが増加の傾向にある。救急医療体制の充実強化についての関係機関との十分な協力体制が必要であり、地域の実態に応じた体制の確立を図ることとしている。県内の救急医療体制及び救急自動車の保有台数は資料11-1及び資料11-3のとおりである。</p>							
（後略）											
第8節 水防				第9節 水防				108			
2 指定水防管理団体				2 指定水防管理団体							
<p>水防法第4条に基づき水防上公共の安全に重大な関係があるとして知事の指定した水防管理団体は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 潮来市</li> <li>(2) 稲敷地方広域市町村圏事務組合（龍ヶ崎市、利根町、河内</li> </ol>				<p>水防法第4条に基づき水防上公共の安全に重大な関係があるとして知事の指定した水防管理団体は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 潮来市</li> <li>(2) 稲敷地方広域市町村圏事務組合（龍ヶ崎市、利根町、河内</li> </ol>							

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
<p>町、稻敷市)</p> <p>(3) 利根川水系県南水防事務組合（取手市、牛久市、龍ヶ崎市、つくばみらい市、つくば市）</p> <p>(4) 土浦市 (5) 古河市 (6) 利根川栗橋流域水防事務組合（五霞町）</p> <p>(7) 境町 (8) 坂東市 (9) 筑西市 (10) 結城市</p> <p>(11) 下妻市 (12) 常総市 (13) つくば市 (14) 茨城町</p> <p>(15) 那珂市 (16) 常陸大宮市 (17) 神栖市 (18) 水戸市</p> <p>(19) 常陸太田市 (20) 城里町 (21) ひたちなか市 (22) 北茨城市</p> <p>(23) 行方市 (24) 日立市 (25) つくばみらい市 (26) 高萩市</p> <p>(27) 八千代町 (28) 東海村</p>	<p>町、稻敷市)</p> <p>(3) 利根川水系県南水防事務組合（取手市、牛久市、龍ヶ崎市、つくばみらい市、つくば市）</p> <p>(4) 土浦市 (5) 古河市 (6) 利根川栗橋流域水防事務組合（五霞町）</p> <p>(7) 境町 (8) 坂東市 (9) 筑西市 (10) 結城市</p> <p>(11) 下妻市 (12) 常総市 (13) つくば市 (14) 茨城町</p> <p>(15) 那珂市 (16) 常陸大宮市 (17) 神栖市 (18) 水戸市</p> <p>(19) 常陸太田市 (20) 城里町 (21) ひたちなか市 (22) 北茨城市</p> <p>(23) 行方市 (24) 日立市 (25) つくばみらい市 (26) 高萩市</p> <p>(27) 八千代町 (28) 東海村 (29) 五霞町</p>		<p>誤記修正（龍ヶ崎市）</p> <p>指定水防管理団体の追加（監理課）</p>
<p><b>第9節 災害警備</b></p> <p><b>4 災害警備活動</b></p> <p>災害発生時に行う災害警備活動は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 被害状況の把握</p> <p>(2) 救出救助活動等</p> <p>(3) 避難誘導等</p> <p>(4) 二次災害の防止</p> <p>(5) 交通対策</p> <p>(6) 保安対策</p> <p>(7) 死体見分及び検視</p> <p>(8) 被災者等への情報<u>の発信</u></p> <p>(9) 感染防止対策</p>	<p><b>第10節 災害警備</b></p> <p><b>4 災害警備活動</b></p> <p>災害発生時に行う災害警備活動は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 被害状況の把握</p> <p>(2) 救出救助活動等</p> <p>(3) 避難誘導等</p> <p>(4) 二次災害の防止</p> <p>(5) 交通対策</p> <p>(6) 保安対策</p> <p>(7) 死体見分及び検視</p> <p>(8) 被災者等への情報<u>伝達活動</u></p> <p>(9) 感染防止対策</p>	110	「防災基本計画」「警察庁防災業務計画」の記載に合わせた修正（警備課）

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
<p><b>第10節 交通計画</b> (中略)</p> <p><b>1 規制の種別等</b> (中略)</p> <p>道路情報連絡系統図</p> <p><b>第11節 避難</b> (略)</p>	<p><b>第11節 交通計画</b> (中略)</p> <p><b>1 規制の種別等</b> (中略)</p> <p>道路情報連絡系統図</p> <p><b>第12節 避難</b> (略)</p>	111	茨城県内の直轄国道4号の管理者「宇都宮国道事務所」の追記（常陸河川国道事務所）
		117	「第5節 災害救助法の適用」追記に伴う修正（防災・危機管理課）

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
第12節 食糧供給 (略)	第13節 食糧供給 (略)		
第13節 衣料・生活必需品等供給 (略)	第14節 衣料・生活必需品等供給 (略)		
第14節 給水 (略)	第15節 給水 (略)		
第15節 要配慮者安全確保対策	第16節 要配慮者安全確保対策		
5 在宅の要配慮者に対する安全確保対策  (中略)	5 在宅の要配慮者に対する安全確保対策  (中略)		
(7) DWATの派遣 県に対して県内の被災市町村、国（厚生労働省）又は被災都道府県からDWATの派遣要請があった場合に、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、災害福祉支援ネットワークに対して避難所への DWATの派遣要請を行う。	(7) DWATの派遣 県に対して県内の被災市町村、国（厚生労働省）又は被災都道府県からDWATの派遣要請があった場合に、避難所等の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、災害福祉支援ネットワークに対して避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへDWATの派遣要請を行う。	130	令和7年6月の災害救助法の改正に伴いDWATの活動範囲が拡大されたため。（福祉政策課）
第16節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 (略)	第17節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 (略)	130	「第5節 災害救助法の適用」追記に伴う修正（防災・危機管理課）
第17節 医療・助産 (略)	第18節 医療・助産 (略)		
第18節 防疫 (略)	第19節 防疫 (略)		

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
<p><b>第19節 災害廃棄物の処理</b> (略)</p> <p><b>第20節 死体の搜索及び処理埋葬</b></p> <p><b>3 災害救助法による死体の搜索、処理及び埋葬</b> 救助法を適用した場合の搜索、処理及び埋葬は同法及び同法施行細則等によるが、その概要は次のとおりである。</p> <p>(1) 死体の搜索</p> <p>ア 搜索を受ける者 行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者</p> <p>イ 搜索の方法 市町村民の協力等により搜索に必要な機械、器具を借上げて実施する。</p> <p>ウ 費用の範囲及び限度額</p> <p>（ア）費用の範囲 機械器具の借上費、修繕費、燃料費</p> <p>（イ）限度額 当該地域における通常の実費</p> <p>エ 搜索の期間 災害発生の日から10日以内とする。</p> <p>(2) 死体の処理</p> <p>ア 死体の処理を行う場合 災害による社会混乱のため、死体の処理を行うことができない場合</p> <p>イ 死体の処理の方法</p> <p>（ア）死体の一時保存のための施設等の設置、死体の洗浄、縫合、消毒、検査等を実施する。</p> <p>（イ）検査は救護班が実施する。ただし、死体が多数の場合等、救護班によることができない場合は、一般開業の医師の協力を得て実施する。</p>	<p><b>第20節 災害廃棄物の処理</b> (略)</p> <p><b>第21節 死体の搜索及び処理埋葬</b></p> <p><b>3 災害救助法による死体の搜索、処理及び埋葬</b> 救助法を適用した場合の搜索、処理及び埋葬は同法及び同法施行細則等によるが、その概要は次のとおりである。</p> <p>(1) 死体の搜索</p> <p>ア 搜索を受ける者 行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者</p> <p>イ 搜索の方法 市町村民の協力等により搜索に必要な機械、器具を借上げて実施する。</p> <p>ウ 搜索の期間 災害発生の日から10日以内とする。</p> <p>(2) 死体の処理</p> <p>ア 死体の処理を行う場合 災害による社会混乱のため、死体の処理を行うことができない場合</p> <p>イ 死体の処理の方法</p> <p>（ア）死体の一時保存のための施設等の設置、死体の洗浄、縫合、消毒、検査等を実施する。</p> <p>（イ）検査は救護班が実施する。ただし、死体が多数の場合等、救護班によることができない場合は、一般開業の医師の協力を得て実施する。</p>	135	地震編に「費用の範囲及び限度額」の記載がないため、内容の統一を図る（防災・危機管理課）

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元								
<p><u>ウ 費用の範囲及び限度額</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死体の洗浄、縫合、消毒等のための費用</td><td>1体当たり 3,500円以内</td></tr> <tr> <td>死体の一時保存のための費用</td><td>既存建物の場合 通常の実費 仮設物の場合 5,400円以内</td></tr> <tr> <td>検索料（救護班以外の場合に限る。）</td><td>慣行料金の額以内</td></tr> </tbody> </table>	区分	限度額	死体の洗浄、縫合、消毒等のための費用	1体当たり 3,500円以内	死体の一時保存のための費用	既存建物の場合 通常の実費 仮設物の場合 5,400円以内	検索料（救護班以外の場合に限る。）	慣行料金の額以内	<p><u>（削除）</u></p>		
区分	限度額										
死体の洗浄、縫合、消毒等のための費用	1体当たり 3,500円以内										
死体の一時保存のための費用	既存建物の場合 通常の実費 仮設物の場合 5,400円以内										
検索料（救護班以外の場合に限る。）	慣行料金の額以内										
<p><u>エ 死体処理の期間</u> 災害発生の日から10日以内とする。</p> <p>(3) 埋葬</p> <p>ア 埋葬を行う場合</p> <p>(ア) 災害時の混乱の際に死亡した者</p> <p>(イ) 災害のため埋葬を行うことが困難な場合</p> <p>イ 埋葬の方法</p> <p>埋葬の程度は応急的な仮葬とし、土葬又は火葬とする。</p> <p><u>ウ 費用の範囲及び限度額</u></p> <p>(ア) 費用の範囲</p> <p>火葬料、埋葬料、棺、骨つぼ</p> <p>(イ) 限度額</p> <p>大人（満12歳以上） 215,200円以内 小人（満12歳未満） 172,000円以内</p> <p>(ウ) 埋葬の期間</p> <p>災害発生の日から10日以内とする。</p>	<p><u>エ 死体処理の期間</u> 災害発生の日から10日以内とする。</p> <p>(3) 埋葬</p> <p>ア 埋葬を行う場合</p> <p>(ア) 災害時の混乱の際に死亡した者</p> <p>(イ) 災害のため埋葬を行うことが困難な場合</p> <p>イ 埋葬の方法</p> <p>埋葬の程度は応急的な仮葬とし、土葬又は火葬とする。</p> <p><u>ウ 埋葬の期間</u> 災害発生の日から10日以内とする。</p>										
<p>第21節 障害物の除去 (略)</p> <p>第22節 輸送 (略)</p>	<p>第22節 障害物の除去 (略)</p> <p>第23節 輸送 (略)</p>		「第5節 災害救助法の適用」追記に伴う修正（防災・危機管理課）								

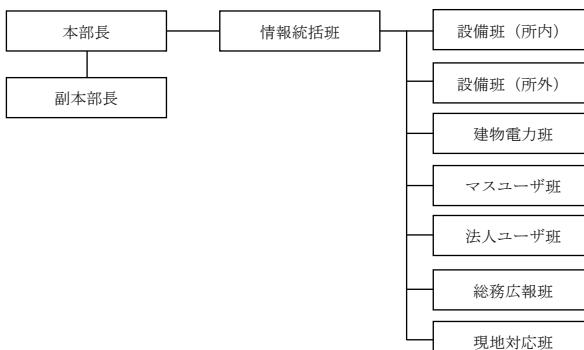
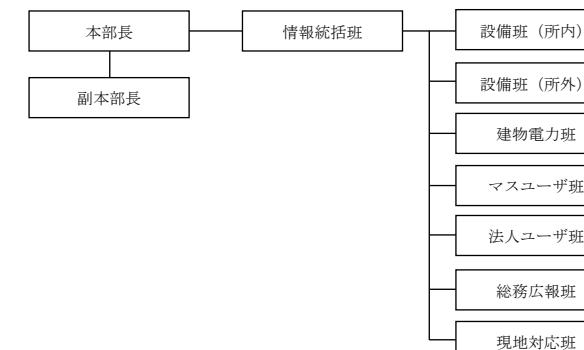
茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元																																								
<p>第23節 労務計画 (略)</p> <p>第24節 児童生徒等の安全確保・応急教育等 (略)</p> <p>第25節 自衛隊に対する災害派遣要請</p> <p><b>第5 災害派遣の活動範囲</b> 自衛隊の災害派遣の活動範囲は概ね次による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害状況の把握</td><td>車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。</td></tr> <tr> <td>避難の援助</td><td>避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。</td></tr> <tr> <td>避難者の捜索・救助</td><td>行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行なう。</td></tr> <tr> <td>水防活動</td><td>堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。</td></tr> <tr> <td>消防活動</td><td>火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。</td></tr> <tr> <td>道路又は水路の啓開</td><td>道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。</td></tr> <tr> <td>応急医療、救護及び防疫</td><td>被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。</td></tr> <tr> <td>人員及び物資の緊急輸送</td><td>緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。</td></tr> <tr> <td>給食及び給水</td><td>被災者に対し、給食及び給水を実</td></tr> </tbody> </table>	項目	内 容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。	避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行なう。	水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。	消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。	道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。	応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。	人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。	給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実	<p>第24節 労務計画 (略)</p> <p>第25節 児童生徒等の安全確保・応急教育等 (略)</p> <p>第26節 自衛隊に対する災害派遣要請</p> <p><b>第5 災害派遣の活動範囲</b> 自衛隊の災害派遣の活動範囲は概ね次による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害状況の把握</td><td>車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。</td></tr> <tr> <td>避難の援助</td><td>避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。</td></tr> <tr> <td>遭難者等の捜索救助</td><td>行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行なう。</td></tr> <tr> <td>水防活動</td><td>堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。</td></tr> <tr> <td>消防活動</td><td>火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。</td></tr> <tr> <td>道路又は水路の啓開</td><td>道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。</td></tr> <tr> <td>応急医療、救護及び防疫</td><td>被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。</td></tr> <tr> <td>人員及び物資の緊急輸送</td><td>緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。</td></tr> <tr> <td>給食、給水及び入浴支援</td><td>被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実</td></tr> </tbody> </table>	項目	内 容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。	避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行なう。	水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。	消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。	道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。	応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。	人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。	給食、給水及び入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実	148	防災基本計画に示す内容と不整合のため（防衛省）
項目	内 容																																										
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。																																										
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。																																										
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行なう。																																										
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。																																										
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。																																										
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。																																										
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。																																										
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。																																										
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実																																										
項目	内 容																																										
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。																																										
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。																																										
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行なう。																																										
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。																																										
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。																																										
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。																																										
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。																																										
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。																																										
給食、給水及び入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実																																										

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前		改定後		R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
救援物資の無償貸与又は譲与	施する。 「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（S. 33. 総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし又は譲与する。	救援物資の無償貸与又は譲与	施する。 「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（S. 33. 総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし又は譲与する。		
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。	危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。		
通信支援	<u>通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。</u>	(削除)	(削除)		
広報活動	<u>航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。</u>	(削除)	(削除)		
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。	その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。		
第26節 応援・受援		第27節 応援・受援			
2 応援受入体制の確保		2 応援受入体制の確保			
(1) 連絡体制の確保 (略)		(1) 連絡体制の確保 (略)			
(2) 受入体制の確保		(2) 受入体制の確保			
1) 連絡窓口の明確化 (略)		1) 連絡窓口の明確化 (略)			
2) 受入施設の整備 知事及び市町村長は、国及び関係都道府県・市町村等からの物資等の応援を速やかに受入れるための施設をあらかじめ整備しておくものとする。 また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておくものとする。 なお、他都道府県からの応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合には、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など <u>の確保に配慮するものとする。</u>		2) 受入施設の整備 知事及び市町村長は、国及び関係都道府県・市町村等からの物資等の応援を速やかに受入れるための施設をあらかじめ整備しておくものとする。 また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておくものとする。 なお、他都道府県からの応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合には、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など <u>宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u>		158	令和6年6月の防災基本計画の修正事項であるため。（内閣府防災計画担当）

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
<p><b>第27節 農地農業</b></p> <p>災害時、特に水害における農作物及び農耕地に対する応急対策は本計画の定めるところによるものとする。</p> <p>（後略）</p>	<p><b>第28節 農地農業</b></p> <p>災害時、特に水害における農作物及び農地に対する応急対策は本計画の定めるところによるものとする。</p> <p>（後略）</p>	160	用語を統一するため。 (農業経営課)
<p><b>第28節 電力施設の復旧</b></p> <p>（略）</p>	<p><b>第29節 電力施設の復旧</b></p> <p>（略）</p>	162	「第5節 災害救助法の適用」追記に伴う修正（防災・危機管理課）
<p><b>第29節 東日本電信電話株式会社茨城支店の災害対策計画</b></p> <p>管内において災害が発生した場合、通信設備被害の早期復旧を図るための計画である。</p> <p>1 組織（茨城支店災害対策本部）</p> <p><u>東日本電信電話</u>株式会社茨城支店災害対策本部組織図</p>  <pre> graph LR     A[本部長] --- B[情報統括班]     A --- C[副本部長]     B --- D[設備班（所内）]     B --- E[設備班（所外）]     D --- F[建物電力班]     D --- G[マスユーザ班]     D --- H[法人ユーザ班]     D --- I[総務広報班]     D --- J[現地対応班]   </pre>	<p><b>第30節 NTT東日本株式会社茨城支店の災害対策計画</b></p> <p>管内において災害が発生した場合、通信設備被害の早期復旧を図るための計画である。</p> <p>1 組織（茨城支店災害対策本部）</p> <p><u>NTT東日本</u>株式会社茨城支店災害対策本部組織図</p>  <pre> graph LR     A[本部長] --- B[情報統括班]     A --- C[副本部長]     B --- D[設備班（所外）]     B --- E[設備班（所内）]     D --- F[建物電力班]     D --- G[マスユーザ班]     D --- H[法人ユーザ班]     D --- I[総務広報班]     D --- J[現地対応班]   </pre>	163	社名変更に伴う修正 (NTT東日本株式会社)
<p><b>第30節 株式会社NTTドコモ茨城支店の非常災害対策計画</b></p> <p>（略）</p>	<p><b>第31節 株式会社NTTドコモ茨城支店の非常災害対策計画</b></p> <p>（略）</p>	165	「第5節 災害救助法の適用」追記に伴う修正（防災・危機管理課）
<p><b>第31節 県防災ヘリコプターによる災害応急対策</b></p> <p>（略）</p>	<p><b>第32節 県防災ヘリコプターによる災害応急対策</b></p> <p>（略）</p>		

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
第 <u>32</u> 節 郵政事業に係る措置 (略)	第 <u>33</u> 節 郵政事業に係る措置 (略)		

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
<p>第3章 災害復旧計画</p> <p>第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成</p> <p>第2 激甚災害に係る財政援助措置</p> <p>（中略）</p> <p>3 中小企業に関する特別の助成</p> <p>（1）中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 （略）</p> <p><u>（2）廃止前的小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例</u> 激甚災害を受けた中小企業者に対する、廃止前的小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく貸付金について、県は償還期間を2年以内において延長することができる。</p> <p>（3）事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助</p> <p>（後略）</p>	<p>第3章 災害復旧計画</p> <p>第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成</p> <p>第2 激甚災害に係る財政援助措置</p> <p>（中略）</p> <p>3 中小企業に関する特別の助成</p> <p>（1）中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 （略）</p> <p><u>（2）事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助</u></p> <p>（後略）</p>	173	廃止前的小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく貸付金（H27.3当該法律廃止）については、既に償還期間を迎えてから年数が経過し、延長の対象となる貸付金が存在しないため。（産業政策課）
<p>第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金</p> <p>第1 農林漁業復旧資金</p> <p>（中略）</p> <p>2 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資</p> <p>（中略）</p> <p>（3）茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第14号に基づき、被害農業者等に指定災害により、被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金を融資する。</p>	<p>第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金</p> <p>第1 農林漁業復旧資金</p> <p>（中略）</p> <p>2 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資</p> <p>（中略）</p> <p>（3）茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第14号に基づき、被害農業者等に指定災害により、被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金を融資する。</p>	176	地震災害対策計画編と文言を統一するため。（農業経営課）

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
ア 貸付の相手方 被害農業者 _____  (後略)	ア 貸付の相手方 被害農業者 <u>又は特別被害農業者</u>  (後略)		
<b>第5 母子_父子_寡婦福祉資金</b>  「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子_父子_寡婦福祉資金の貸付を行う。  (住宅資金) 1 対象者 母子家庭の母、父子家庭の父または寡婦 2 貸付限度 150万円以内 ( <u>特に必要と認められる</u> 場合200万円以内) 3 償還期間 6月以内の据置期間経過後6年以内 ( <u>特に必要と認められる</u> 場合7年以内) 4 貸付利率 無利子（保証人のいない場合年1.0%。ただし据置期間中は無利子）	<b>第5 母子_父子_寡婦福祉資金</b>  「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子_父子_寡婦福祉資金の貸付を行う。  (住宅資金) 1 対象者 母子家庭の母、父子家庭の父または寡婦 2 貸付限度 150万円以内 ( <u>災害等による増改築及び住宅建設・購入の</u> 場合200万円以内) 3 償還期間 6月以内の据置期間経過後6年以内 ( <u>災害等による増改築及び住宅建設・購入の</u> 場合7年以内) 4 貸付利率 無利子（保証人のいない場合年1.0%。ただし据置期間中は無利子）	177	・県予算書上の名称である「母子・父子・寡婦福祉資金」と統一するため。 ・令和7年6月16日付けこども家庭庁事務連絡で貸付限度額及び償還期間が明記されたため。（青少年家庭課）
<b>第5節 その他の保護計画</b>  被害を受けた地域の民生を安定させるため、前各節に掲げるほか、被災地に対する次の対策を講ずるものとする。	<b>第5節 その他の保護計画</b>  被害を受けた地域の民生を安定させるため、前各節に掲げるほか、被災地に対する次の対策を講ずるものとする。		
<b>第1 被災者に対する<u>職業のあっせん</u></b> 1 公共職業安定所及び県は、被災により他に転職を希望する者に対して、本人の希望適性等を考慮し、就職の <u>あっせん</u> を行う。 2 被災者の就職を <u>開拓</u> するため、職業訓練校において職業訓練を実施するよう努める。	<b>第1 被災者に対する<u>就職の支援</u></b> 1 公共職業安定所及び県は、被災により他に転職を希望する者に対して、本人の希望適性等を考慮し、就職の <u>支援</u> を行う。 2 被災者の就職を <u>支援</u> するため、職業訓練校において職業訓練を実施するよう努める。	186	表現の修正（産業人材育成課）

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
<p>第 6 節 防災関係機関の復旧計画</p> <p>第 3 東日本電信電話株式会社茨城支店における災害復旧計画 (後略)</p>	<p>第 6 節 防災関係機関の復旧計画</p> <p>第 3 <u>NTT東日本</u> 株式会社茨城支店における災害復旧計画 (後略)</p>	188	社名変更に伴う修正 (NTT東日本株式会社)

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
<p><b>3 海上災害対策計画</b>  <b>第1章 災害予防</b>  <b>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え</b></p> <p><b>2 災害応急体制の整備</b></p> <p>(1) 職員の活動体制の整備          (略)</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制          (中略)          (県)          • 「震災時等の相互応援に関する協定」（東京都、茨城県、          栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、          静岡県、長野県）          • 「災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び          新潟県五県相互応援に関する協定」（福島県、茨城県、          栃木県、群馬県、新潟県）          (市町村)          • 「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）          • 「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）</p> <p>(3) 茨城県沿岸排出油等防除協議会等の円滑な運営          (略)</p>	<p><b>3 海上災害対策計画</b>  <b>第1章 災害予防</b>  <b>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え</b></p> <p><b>2 災害応急体制の整備</b></p> <p>(1) 職員の活動体制の整備          (略)</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制          (中略)          (県)          • 「震災時等の相互応援に関する協定」（東京都、茨城県、          栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、          静岡県、長野県）          _____          _____          _____          (市町村)          • 「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）          • 「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）</p> <p>(3) 茨城県沿岸排出油等防除協議会等の円滑な運営          (略)</p>	193	協定廃止に伴う変更 (防災・危機管理課)

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
<p><b>4 航空災害対策計画</b></p> <p><b>第1章 災害予防</b></p> <p><b>第1節 茨城県の航空状況</b></p> <p>本県には、非公共用飛行場が2か所（阿見、龍ヶ崎）、非公共用ヘリポートが2か所（前山下妻、茨城県庁）、自衛隊の飛行場が2か所（霞ヶ浦（陸上自衛隊）、百里（航空自衛隊））及び茨城空港がある。また、本県の上空には、成田、羽田及び百里の管制区が設定されている。</p> <p><b>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</b></p> <p><b>2 災害応急体制の整備</b></p> <p>(1) 職員の体制 (略)</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制 (中略) (県)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「震災時等の相互応援に関する協定」（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）</li> <li>・「災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県）</li> </ul> <p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）</li> <li>・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）</li> </ul> <p>(後略)</p>	<p><b>4 航空災害対策計画</b></p> <p><b>第1章 災害予防</b></p> <p><b>第1節 茨城県の航空状況</b></p> <p>本県には、非公共用飛行場が2か所（阿見、龍ヶ崎）、非公共用ヘリポートが2か所（前山下妻、茨城県庁）、自衛隊の飛行場が2か所（霞ヶ浦（陸上自衛隊）、百里（航空自衛隊））及び茨城空港がある。また、本県の上空には、成田、羽田及び百里の管制区が設定されている。</p> <p><b>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</b></p> <p><b>2 災害応急体制の整備</b></p> <p>(1) 職員の体制 (略)</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制 (中略) (県)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「震災時等の相互応援に関する協定」（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）</li> </ul> <hr/> <hr/> <p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）</li> <li>・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）</li> </ul> <p>(後略)</p>	206	誤字修正（龍ヶ崎市）
		208	協定廃止に伴う変更 (防災・危機管理課)

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
<p>5 鉄道災害対策計画</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>2 災害応急体制の整備</p> <p>(1) 職員の体制 (略)</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>（中略）</p> <p>（県）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「震災時等の相互応援に関する協定」（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）</li> <li>・「災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県）</li> </ul> <p>（市町村）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）</li> <li>・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）</li> </ul> <p>（後略）</p>	<p>5 鉄道災害対策計画</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>2 災害応急体制の整備</p> <p>(1) 職員の体制 (略)</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>（中略）</p> <p>（県）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「震災時等の相互応援に関する協定」（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）</li> </ul> <p>（市町村）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）</li> <li>・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）</li> </ul> <p>（後略）</p>	222	協定廃止に伴う変更 (防災・危機管理課)

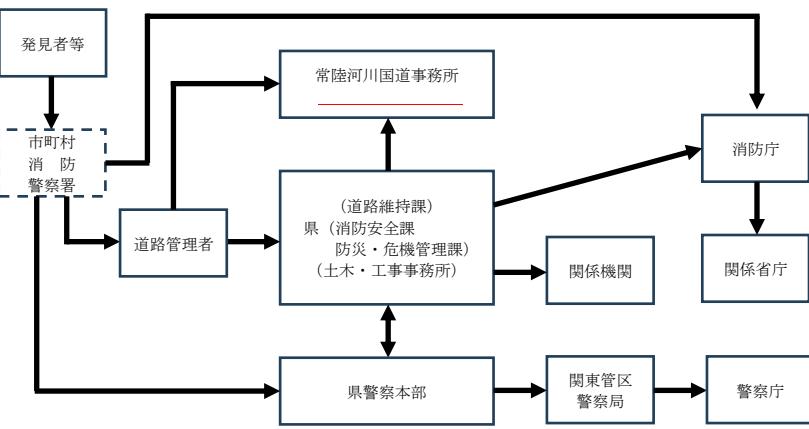
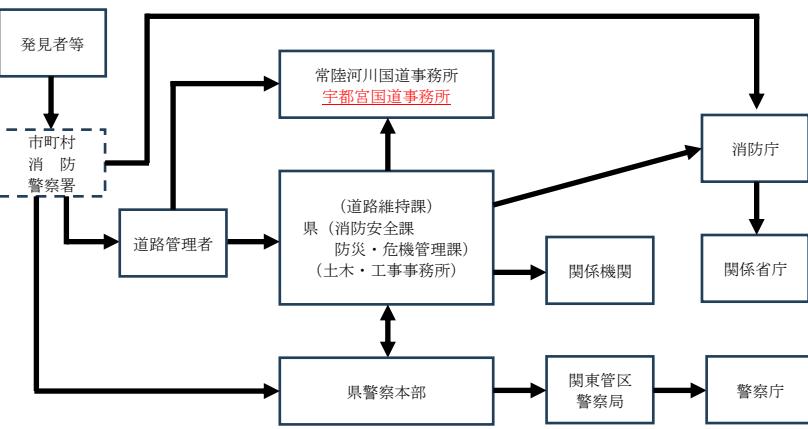
茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元																																																																																																																																																																					
<p><b>第2章 災害応急対策</b></p> <p>鉄道災害が発生した場合に、早急に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。</p> <p><b>第1節 発災直後の情報の収集・連絡</b></p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 鉄道災害情報等の収集・連絡 (略)</p> <p>(2) 鉄道災害情報等の収集・連絡系統 鉄道災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は、次のとおりとする。 (図略)</p> <p>(連絡先一覧)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>昼夜の別</th> <th>電話番号</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消防庁</td> <td>昼</td> <td>03-5253-7527</td> <td>応急対策室〔宿直室03-5253-7777〕</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>03-5253-7777</td> <td>宿直室</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関東運輸局</td> <td>昼</td> <td>045-211-7240</td> <td>鉄道部安全指導課</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td></td> <td>各鉄道事業者に通知済の職員宅等の電話</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">茨城県</td> <td>昼</td> <td>029-301-2896</td> <td>防災・危機管理部消防安全課</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>029-301-2885</td> <td>防災・危機管理部防災・危機管理課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警察本部</td> <td>昼</td> <td>029-301-0110 内線5751</td> <td>警備課</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>029-301-0110</td> <td>総合当直</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">東日本旅客鉄道㈱</td> <td>昼</td> <td>029-225-3140</td> <td><b>水戸支社運輸部指令室</b></td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鹿島臨海鉄道㈱</td> <td>昼</td> <td>029-267-5200</td> <td>運輸事業部 運輸事業部長</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関東鉄道㈱</td> <td>〃</td> <td>029-267-5202</td> <td>大洗駅 CTC司令 (もしくは当直助役)</td> </tr> <tr> <td>昼</td> <td>029-822-3718</td> <td>鉄道部 鉄道部長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ひたちなか海浜鉄道㈱</td> <td>夜間</td> <td>0297-22-0451</td> <td>常総線運転司令室 運転司令室長</td> </tr> <tr> <td>昼</td> <td>029-262-2361</td> <td>管理部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">真岡鐵道㈱</td> <td>夜間</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>昼</td> <td>0285-84-2911</td> <td>事業部 事業部長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">日本貨物鉄道㈱</td> <td>夜間</td> <td>同上</td> <td>真岡運転区 運転副長 (もしくは運転指令当番者)</td> </tr> <tr> <td>昼</td> <td>03-3894-3891</td> <td>関東支社 輸送グループ 輸送第二係長 (司令)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">首都圏新都市鉄道㈱</td> <td>夜間</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>昼</td> <td>03-5298-5752</td> <td>安全総括部企画調整課</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>0297-52-8311</td> <td>運輸部総合指令所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(連絡先一覧)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>昼夜の別</th> <th>電話番号</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消防庁</td> <td>昼</td> <td>03-5253-7527</td> <td>応急対策室〔宿直室03-5253-7777〕</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>03-5253-7777</td> <td>宿直室</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関東運輸局</td> <td>昼</td> <td>045-211-7240</td> <td>鉄道部安全指導課</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td></td> <td>各鉄道事業者に通知済の職員宅等の電話</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">茨城県</td> <td>昼</td> <td>029-301-2896</td> <td>防災・危機管理部消防安全課</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>029-301-2885</td> <td>防災・危機管理部防災・危機管理課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警察本部</td> <td>昼</td> <td>029-301-0110 内線5751</td> <td>警備課</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>029-301-0110</td> <td>総合当直</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">東日本旅客鉄道㈱</td> <td>昼</td> <td>029-225-3140</td> <td><b>指令・サービス品質改革ユニット</b></td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鹿島臨海鉄道㈱</td> <td>昼</td> <td>029-267-5200</td> <td>運輸事業部 運輸事業部長</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関東鉄道㈱</td> <td>〃</td> <td>029-267-5202</td> <td>大洗駅 CTC司令 (もしくは当直助役)</td> </tr> <tr> <td>昼</td> <td>029-822-3718</td> <td>鉄道部 鉄道部長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ひたちなか海浜鉄道㈱</td> <td>夜間</td> <td>0297-22-0451</td> <td>常総線運転司令室 運転司令室長</td> </tr> <tr> <td>昼</td> <td>029-262-2361</td> <td>管理部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">真岡鐵道㈱</td> <td>夜間</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>昼</td> <td>0285-84-2911</td> <td>事業部 事業部長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">日本貨物鉄道㈱</td> <td>夜間</td> <td>同上</td> <td>真岡運転区 運転副長 (もしくは運転指令当番者)</td> </tr> <tr> <td>昼</td> <td>03-3894-3891</td> <td>関東支社 輸送グループ 輸送第二係長 (司令)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">首都圏新都市鉄道㈱</td> <td>夜間</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>昼</td> <td>03-5298-5752</td> <td>安全総括部企画調整課</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>0297-52-8311</td> <td>運輸部総合指令所</td> </tr> </tbody> </table>	関係機関	昼夜の別	電話番号	連絡先	消防庁	昼	03-5253-7527	応急対策室〔宿直室03-5253-7777〕	夜間	03-5253-7777	宿直室	関東運輸局	昼	045-211-7240	鉄道部安全指導課	夜間		各鉄道事業者に通知済の職員宅等の電話	茨城県	昼	029-301-2896	防災・危機管理部消防安全課	夜間	029-301-2885	防災・危機管理部防災・危機管理課	警察本部	昼	029-301-0110 内線5751	警備課	夜間	029-301-0110	総合当直	東日本旅客鉄道㈱	昼	029-225-3140	<b>水戸支社運輸部指令室</b>	夜間	同上	同上	鹿島臨海鉄道㈱	昼	029-267-5200	運輸事業部 運輸事業部長	夜間	同上	同上	関東鉄道㈱	〃	029-267-5202	大洗駅 CTC司令 (もしくは当直助役)	昼	029-822-3718	鉄道部 鉄道部長	ひたちなか海浜鉄道㈱	夜間	0297-22-0451	常総線運転司令室 運転司令室長	昼	029-262-2361	管理部	真岡鐵道㈱	夜間	同上	同上	昼	0285-84-2911	事業部 事業部長	日本貨物鉄道㈱	夜間	同上	真岡運転区 運転副長 (もしくは運転指令当番者)	昼	03-3894-3891	関東支社 輸送グループ 輸送第二係長 (司令)	首都圏新都市鉄道㈱	夜間	同上	同上	昼	03-5298-5752	安全総括部企画調整課	夜間	0297-52-8311	運輸部総合指令所	関係機関	昼夜の別	電話番号	連絡先	消防庁	昼	03-5253-7527	応急対策室〔宿直室03-5253-7777〕	夜間	03-5253-7777	宿直室	関東運輸局	昼	045-211-7240	鉄道部安全指導課	夜間		各鉄道事業者に通知済の職員宅等の電話	茨城県	昼	029-301-2896	防災・危機管理部消防安全課	夜間	029-301-2885	防災・危機管理部防災・危機管理課	警察本部	昼	029-301-0110 内線5751	警備課	夜間	029-301-0110	総合当直	東日本旅客鉄道㈱	昼	029-225-3140	<b>指令・サービス品質改革ユニット</b>	夜間	同上	同上	鹿島臨海鉄道㈱	昼	029-267-5200	運輸事業部 運輸事業部長	夜間	同上	同上	関東鉄道㈱	〃	029-267-5202	大洗駅 CTC司令 (もしくは当直助役)	昼	029-822-3718	鉄道部 鉄道部長	ひたちなか海浜鉄道㈱	夜間	0297-22-0451	常総線運転司令室 運転司令室長	昼	029-262-2361	管理部	真岡鐵道㈱	夜間	同上	同上	昼	0285-84-2911	事業部 事業部長	日本貨物鉄道㈱	夜間	同上	真岡運転区 運転副長 (もしくは運転指令当番者)	昼	03-3894-3891	関東支社 輸送グループ 輸送第二係長 (司令)	首都圏新都市鉄道㈱	夜間	同上	同上	昼	03-5298-5752	安全総括部企画調整課	夜間	0297-52-8311	運輸部総合指令所
関係機関	昼夜の別	電話番号	連絡先																																																																																																																																																																					
消防庁	昼	03-5253-7527	応急対策室〔宿直室03-5253-7777〕																																																																																																																																																																					
	夜間	03-5253-7777	宿直室																																																																																																																																																																					
関東運輸局	昼	045-211-7240	鉄道部安全指導課																																																																																																																																																																					
	夜間		各鉄道事業者に通知済の職員宅等の電話																																																																																																																																																																					
茨城県	昼	029-301-2896	防災・危機管理部消防安全課																																																																																																																																																																					
	夜間	029-301-2885	防災・危機管理部防災・危機管理課																																																																																																																																																																					
警察本部	昼	029-301-0110 内線5751	警備課																																																																																																																																																																					
	夜間	029-301-0110	総合当直																																																																																																																																																																					
東日本旅客鉄道㈱	昼	029-225-3140	<b>水戸支社運輸部指令室</b>																																																																																																																																																																					
	夜間	同上	同上																																																																																																																																																																					
鹿島臨海鉄道㈱	昼	029-267-5200	運輸事業部 運輸事業部長																																																																																																																																																																					
	夜間	同上	同上																																																																																																																																																																					
関東鉄道㈱	〃	029-267-5202	大洗駅 CTC司令 (もしくは当直助役)																																																																																																																																																																					
	昼	029-822-3718	鉄道部 鉄道部長																																																																																																																																																																					
ひたちなか海浜鉄道㈱	夜間	0297-22-0451	常総線運転司令室 運転司令室長																																																																																																																																																																					
	昼	029-262-2361	管理部																																																																																																																																																																					
真岡鐵道㈱	夜間	同上	同上																																																																																																																																																																					
	昼	0285-84-2911	事業部 事業部長																																																																																																																																																																					
日本貨物鉄道㈱	夜間	同上	真岡運転区 運転副長 (もしくは運転指令当番者)																																																																																																																																																																					
	昼	03-3894-3891	関東支社 輸送グループ 輸送第二係長 (司令)																																																																																																																																																																					
首都圏新都市鉄道㈱	夜間	同上	同上																																																																																																																																																																					
	昼	03-5298-5752	安全総括部企画調整課																																																																																																																																																																					
夜間	0297-52-8311	運輸部総合指令所																																																																																																																																																																						
関係機関	昼夜の別	電話番号	連絡先																																																																																																																																																																					
消防庁	昼	03-5253-7527	応急対策室〔宿直室03-5253-7777〕																																																																																																																																																																					
	夜間	03-5253-7777	宿直室																																																																																																																																																																					
関東運輸局	昼	045-211-7240	鉄道部安全指導課																																																																																																																																																																					
	夜間		各鉄道事業者に通知済の職員宅等の電話																																																																																																																																																																					
茨城県	昼	029-301-2896	防災・危機管理部消防安全課																																																																																																																																																																					
	夜間	029-301-2885	防災・危機管理部防災・危機管理課																																																																																																																																																																					
警察本部	昼	029-301-0110 内線5751	警備課																																																																																																																																																																					
	夜間	029-301-0110	総合当直																																																																																																																																																																					
東日本旅客鉄道㈱	昼	029-225-3140	<b>指令・サービス品質改革ユニット</b>																																																																																																																																																																					
	夜間	同上	同上																																																																																																																																																																					
鹿島臨海鉄道㈱	昼	029-267-5200	運輸事業部 運輸事業部長																																																																																																																																																																					
	夜間	同上	同上																																																																																																																																																																					
関東鉄道㈱	〃	029-267-5202	大洗駅 CTC司令 (もしくは当直助役)																																																																																																																																																																					
	昼	029-822-3718	鉄道部 鉄道部長																																																																																																																																																																					
ひたちなか海浜鉄道㈱	夜間	0297-22-0451	常総線運転司令室 運転司令室長																																																																																																																																																																					
	昼	029-262-2361	管理部																																																																																																																																																																					
真岡鐵道㈱	夜間	同上	同上																																																																																																																																																																					
	昼	0285-84-2911	事業部 事業部長																																																																																																																																																																					
日本貨物鉄道㈱	夜間	同上	真岡運転区 運転副長 (もしくは運転指令当番者)																																																																																																																																																																					
	昼	03-3894-3891	関東支社 輸送グループ 輸送第二係長 (司令)																																																																																																																																																																					
首都圏新都市鉄道㈱	夜間	同上	同上																																																																																																																																																																					
	昼	03-5298-5752	安全総括部企画調整課																																																																																																																																																																					
夜間	0297-52-8311	運輸部総合指令所																																																																																																																																																																						

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
<p>6 道路災害対策計画</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>2 災害応急体制の整備</p> <p>(1) 職員の体制 (略)</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制 (中略)</p> <p>(県)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「震災時等の相互応援に関する協定」（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）</li> <li>・「災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県）</li> </ul> <p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）</li> <li>・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）</li> </ul> <p>(後略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 道路災害情報等の収集連絡</p> <p>[発見者] (略)</p> <p>[道路管理者]</p> <p>道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、または発生するおそれがある場合は速やかに被害状況を国</p>	<p>6 道路災害対策計画</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>2 災害応急体制の整備</p> <p>(1) 職員の体制 (略)</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制 (中略)</p> <p>(県)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「震災時等の相互応援に関する協定」（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）</li> </ul> <p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）</li> <li>・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）</li> </ul> <p>(後略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 道路災害情報等の収集連絡</p> <p>[発見者] (略)</p> <p>[道路管理者]</p> <p>道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、または発生するおそれがある場合は速やかに被害状況を国</p>	236	協定廃止に伴う変更 (防災・危機管理課)
		238	茨城県内の直轄国道4号の管理者「宇都宮国道事務所」の追記（常

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
<p>土交通省常陸河川国道事務所_____、県に連絡するものとする。</p> <p>〔国土交通省常陸河川国道事務所_____〕 道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、事故情報等の連絡を関係省庁、県及び関係指定公共機関へ行うものとする。</p> <p>〔県（防災・危機管理部・土木部）〕 国土交通省常陸河川国道事務所_____から受けた情報を関係市町村及び関係機関等へ連絡するものとする。</p> <p>また、大規模な道路災害の発生等に関する連絡を受けた場合は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な災害規模に関する概略的な情報を収集し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ国土交通省に連絡するものとする。</p> <p>〔市町村〕 (略)</p> <p>(2) 道路災害情報等の収集・連絡系統 道路災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。</p> 	<p>土交通省常陸河川国道事務所または宇都宮国道事務所、県に連絡するものとする。</p> <p>〔国土交通省常陸河川国道事務所・宇都宮国道事務所〕 道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、事故情報等の連絡を関係省庁、県及び関係指定公共機関へ行うものとする。</p> <p>〔県（防災・危機管理部・土木部）〕 国土交通省常陸河川国道事務所または宇都宮国道事務所から受けた情報を関係市町村及び関係機関等へ連絡するものとする。</p> <p>また、大規模な道路災害の発生等に関する連絡を受けた場合は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な災害規模に関する概略的な情報を収集し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ国土交通省に連絡するものとする。</p> <p>〔市町村〕 (略)</p> <p>(2) 道路災害情報等の収集・連絡系統 道路災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。</p> 	238	茨城県内の直轄国道4号の管理者「宇都宮国道事務所」の追記（常陸河川国道事務所）

## 茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元																																													
<p>※<u>1</u>の機関で第1報を受けた機関は、他の残りの機関への連絡を行う。</p> <p>※土木・工事事務所には工務所を含む。</p> <p>(連絡先一覧)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>担当部署</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防庁</td> <td>応急対策室</td> <td>03-5253-7527 (昼) 宿直室 03-5253-7777 (夜間)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省常陸河川国道事務所</td> <td>道路管理第二課</td> <td>029-240-4073</td> </tr> <tr> <td>茨城県</td> <td>(追記)</td> <td>消防安全課 029-301-2896 (昼) 防災・危機管理課 029-301-2885 (夜間)</td> </tr> <tr> <td>茨城県警察本部</td> <td>警備課</td> <td>029-301-0110 内線5751 (総合当直)</td> </tr> <tr> <td>各市町村</td> <td>資料編に記載</td> <td></td> </tr> <tr> <td>各消防本部</td> <td>資料編に記載</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	担当部署	電話番号	消防庁	応急対策室	03-5253-7527 (昼) 宿直室 03-5253-7777 (夜間)	国土交通省常陸河川国道事務所	道路管理第二課	029-240-4073	茨城県	(追記)	消防安全課 029-301-2896 (昼) 防災・危機管理課 029-301-2885 (夜間)	茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線5751 (総合当直)	各市町村	資料編に記載		各消防本部	資料編に記載		<p>※<u>1</u>の機関で第1報を受けた機関は、他の残りの機関への連絡を行う。</p> <p>※土木・工事事務所には工務所を含む。</p> <p>(連絡先一覧)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>担当部署</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防庁</td> <td>応急対策室</td> <td>03-5253-7527 (昼) 宿直室 03-5253-7777 (夜間)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省常陸河川国道事務所</td> <td>道路管理第二課</td> <td>029-240-4073</td> </tr> <tr> <td>国土交通省宇都宮国道事務所</td> <td>管理第二課</td> <td>028-639-5356</td> </tr> <tr> <td>茨城県</td> <td>消防安全課</td> <td>029-301-2896 (昼) 防災・危機管理課 029-301-2885 (夜間)</td> </tr> <tr> <td>茨城県警察本部</td> <td>警備課</td> <td>029-301-0110 内線5751 (総合当直)</td> </tr> <tr> <td>各市町村</td> <td>資料編に記載</td> <td></td> </tr> <tr> <td>各消防本部</td> <td>資料編に記載</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	担当部署	電話番号	消防庁	応急対策室	03-5253-7527 (昼) 宿直室 03-5253-7777 (夜間)	国土交通省常陸河川国道事務所	道路管理第二課	029-240-4073	国土交通省宇都宮国道事務所	管理第二課	028-639-5356	茨城県	消防安全課	029-301-2896 (昼) 防災・危機管理課 029-301-2885 (夜間)	茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線5751 (総合当直)	各市町村	資料編に記載		各消防本部	資料編に記載			
機関名	担当部署	電話番号																																														
消防庁	応急対策室	03-5253-7527 (昼) 宿直室 03-5253-7777 (夜間)																																														
国土交通省常陸河川国道事務所	道路管理第二課	029-240-4073																																														
茨城県	(追記)	消防安全課 029-301-2896 (昼) 防災・危機管理課 029-301-2885 (夜間)																																														
茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線5751 (総合当直)																																														
各市町村	資料編に記載																																															
各消防本部	資料編に記載																																															
機関名	担当部署	電話番号																																														
消防庁	応急対策室	03-5253-7527 (昼) 宿直室 03-5253-7777 (夜間)																																														
国土交通省常陸河川国道事務所	道路管理第二課	029-240-4073																																														
国土交通省宇都宮国道事務所	管理第二課	028-639-5356																																														
茨城県	消防安全課	029-301-2896 (昼) 防災・危機管理課 029-301-2885 (夜間)																																														
茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線5751 (総合当直)																																														
各市町村	資料編に記載																																															
各消防本部	資料編に記載																																															
<h3>第2節 活動体制の確立</h3> <h4>1 県の活動体制</h4> <p>(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容</p> <p>職員配備の決定基準は、道路災害の状況等により次のとおり定める。</p> <p>(表略)</p> <p>[警戒体制時の配備人員]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>配備人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>報道・広聴課 2</td> </tr> <tr> <td>県民生活環境部</td> <td>生活文化課 2 (環境対策課) (2)</td> </tr> <tr> <td>防災・危機管理部長</td> <td>消防安全課 10 (産業保安室) (2)</td> </tr> <tr> <td>保健医療部</td> <td>防災・危機管理課 8 保健政策課 2 医療政策課 2 (薬務課) (2)</td> </tr> </tbody> </table>	部局名	配備人員	総務部	報道・広聴課 2	県民生活環境部	生活文化課 2 (環境対策課) (2)	防災・危機管理部長	消防安全課 10 (産業保安室) (2)	保健医療部	防災・危機管理課 8 保健政策課 2 医療政策課 2 (薬務課) (2)	<h3>第2節 活動体制の確立</h3> <h4>1 県の活動体制</h4> <p>(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容</p> <p>職員配備の決定基準は、道路災害の状況等により次のとおり定める。</p> <p>(表略)</p> <p>[警戒体制時の配備人員]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>配備人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>報道・広聴課 2</td> </tr> <tr> <td>県民生活環境部</td> <td>生活文化課 2 (環境対策課) (2)</td> </tr> <tr> <td>防災・危機管理部長</td> <td>消防安全課 10 (産業保安室) (2)</td> </tr> <tr> <td>保健医療部</td> <td>防災・危機管理課 8 保健政策課 2 医療政策課 2 (薬務課) (2)</td> </tr> </tbody> </table>	部局名	配備人員	総務部	報道・広聴課 2	県民生活環境部	生活文化課 2 (環境対策課) (2)	防災・危機管理部長	消防安全課 10 (産業保安室) (2)	保健医療部	防災・危機管理課 8 保健政策課 2 医療政策課 2 (薬務課) (2)	239	[警戒体制時の配備人員] 表中の配備人員「生活環境課 (2)」を「生活安全総務課 (1)、生活環境課 (1)」に修正する。(生活環境課)																									
部局名	配備人員																																															
総務部	報道・広聴課 2																																															
県民生活環境部	生活文化課 2 (環境対策課) (2)																																															
防災・危機管理部長	消防安全課 10 (産業保安室) (2)																																															
保健医療部	防災・危機管理課 8 保健政策課 2 医療政策課 2 (薬務課) (2)																																															
部局名	配備人員																																															
総務部	報道・広聴課 2																																															
県民生活環境部	生活文化課 2 (環境対策課) (2)																																															
防災・危機管理部長	消防安全課 10 (産業保安室) (2)																																															
保健医療部	防災・危機管理課 8 保健政策課 2 医療政策課 2 (薬務課) (2)																																															

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前				改定後				R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
福祉部	(生活衛生課)	(2)	福祉政策課	2	福祉部	(生活衛生課)	(2)		
農林水産部	(漁政課)	(2)	農林水産部	(漁政課)	(2)				
	(水産振興課)	(2)	(水産振興課)	(2)					
	(農村計画課)	(2)	(農村計画課)	(2)					
土木部	道路維持課	2	道路維持課	2	土木部	道路維持課	2		
	(河川課)	(2)	(河川課)	(2)					
	(下水道課)	(2)	(下水道課)	(2)					
	管轄土木・工事事務所(工務所を含む)	2(5)	管轄土木・工事事務所(工務所を含む)	2(5)					
企業局	(施設課)	(2)	(施設課)	(2)	企業局	(施設課)	(2)		
警察察本部	交通総務課	2	交通総務課	2	警察察本部	交通総務課	2		
	交通規制課	2	交通規制課	2					
	警備課	2	警備課	2					
	<u>(新規)</u>					生活安全総務課	(1)		
	(生活環境課)	(2)	(生活環境課)	(2)		(生活環境課)	(1)		
	(地域課)	(2)	(地域課)	(2)		(地域課)	(2)		

( ) は、危険物流出事故の場合で、状況に応じ配備する。

(2) 職員の動員配備体制の決定

(略)

(3) 職員の動員

(略)

(4) 災害対策本部等の設置基準等

(略)

(5) 現地災害対策本部の設置

(略)

(6) 災害対策本部等の組織、設置の決定及び本部の設置等  
(略)

( ) は、危険物流出事故の場合で、状況に応じ配備する。

(2) 職員の動員配備体制の決定

(略)

(3) 職員の動員

(略)

(4) 災害対策本部等の設置基準等

(略)

(5) 現地災害対策本部の設置

(略)

(6) 災害対策本部等の組織、設置の決定及び本部の設置等  
(略)

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
<p>7 危険物等災害対策計画</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 危険物等災害の予防対策（各災害共通事項）</p> <p>2 災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>(2) 職員の活動体制の整備 (略)</p> <p>(3) 防災関係機関相互の連携体制  (中略)</p> <p>(県)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「震災時等の相互応援に関する協定」（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）</li> <li>・「災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県）</li> </ul> <p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）</li> <li>・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）</li> </ul> <p>(4) 救助・救急、医療及び消火活動への備え (略)</p> <p>(5) 緊急輸送活動体制の整備 (略)</p> <p>(6) 危険物等の大量流出時における防除活動への備え (略)</p> <p>(7) 避難収容活動体制の整備 (略)</p> <p>(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施 (略)</p>	<p>7 危険物等災害対策計画</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 危険物等災害の予防対策（各災害共通事項）</p> <p>2 災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>(2) 職員の活動体制の整備 (略)</p> <p>(3) 防災関係機関相互の連携体制  (中略)</p> <p>(県)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「震災時等の相互応援に関する協定」（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）</li> </ul> <p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）</li> <li>・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）</li> </ul> <p>(4) 救助・救急、医療及び消火活動への備え (略)</p> <p>(5) 緊急輸送活動体制の整備 (略)</p> <p>(6) 危険物等の大量流出時における防除活動への備え (略)</p> <p>(7) 避難収容活動体制の整備 (略)</p> <p>(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施 (略)</p>	247	協定廃止に伴う変更 (防災・危機管理課)

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元																																
(9) 災害復旧への備え (略)	(9) 災害復旧への備え (略)																																		
<b>第4節 毒劇物取扱施設の予防対策</b>  毒劇物（毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの）の予防対策は共通事項に定めるほか次のとおりとする。 1 毒劇物 <u>多量</u> 取扱施設に対する指導の強化 (略) 2 毒劇物 <u>多量</u> 取扱施設における保安体制の自己点検の充実	<b>第4節 毒劇物取扱施設の予防対策</b>  毒劇物（毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの）の予防対策は共通事項に定めるほか次のとおりとする。 1 毒劇物 <u>      </u> 取扱施設に対する指導の強化 (略) 2 毒劇物 <u>      </u> 取扱施設における保安体制の自己点検の充実	252	誤りの修正（薬務課）																																
<b>第2章 災害応急対策</b> <b>第2節 活動体制の確立（各災害共通事項）</b>  1 県の活動体制 (1) 職員の動員配備体制の区分の基準及び内容 職員配備の決定基準は危険物等災害の状況等により次のとおり定める。  (表略)	<b>第2章 災害応急対策</b> <b>第2節 活動体制の確立（各災害共通事項）</b>  1 県の活動体制 (1) 職員の動員配備体制の区分の基準及び内容 職員配備の決定基準は危険物等災害の状況等により次のとおり定める。  (表略)																																		
<b>〔警戒体制時の配備人員〕</b> <table border="1"><thead><tr><th>部局名</th><th>配備人員</th></tr></thead><tbody><tr><td>総務部</td><td>報道・広聴課 2</td></tr><tr><td>県民生活環境部</td><td>生活文化課 2</td></tr><tr><td></td><td>環境政策課 2</td></tr><tr><td></td><td>環境対策課 5</td></tr><tr><td></td><td>廃棄物規制課 1</td></tr><tr><td></td><td>資源循環推進課 1</td></tr><tr><td>防災・危機管理部</td><td>消防安全部課 10 (産業保安室) (2)</td></tr></tbody></table>	部局名	配備人員	総務部	報道・広聴課 2	県民生活環境部	生活文化課 2		環境政策課 2		環境対策課 5		廃棄物規制課 1		資源循環推進課 1	防災・危機管理部	消防安全部課 10 (産業保安室) (2)	<b>〔警戒体制時の配備人員〕</b> <table border="1"><thead><tr><th>部局名</th><th>配備人員</th></tr></thead><tbody><tr><td>総務部</td><td>報道・広聴課 2</td></tr><tr><td>県民生活環境部</td><td>生活文化課 2</td></tr><tr><td></td><td>環境政策課 2</td></tr><tr><td></td><td>環境対策課 5</td></tr><tr><td></td><td>廃棄物規制課 1</td></tr><tr><td></td><td>資源循環推進課 1</td></tr><tr><td>防災・危機管理部</td><td>消防安全部課 10 (産業保安室) (2)</td></tr></tbody></table>	部局名	配備人員	総務部	報道・広聴課 2	県民生活環境部	生活文化課 2		環境政策課 2		環境対策課 5		廃棄物規制課 1		資源循環推進課 1	防災・危機管理部	消防安全部課 10 (産業保安室) (2)	258	〔警戒体制時の配備人員〕表中の配備人員 「生活環境課 2」を 「生活安全総務課 1、 生活環境課 1」に修正する。（生活環境課）
部局名	配備人員																																		
総務部	報道・広聴課 2																																		
県民生活環境部	生活文化課 2																																		
	環境政策課 2																																		
	環境対策課 5																																		
	廃棄物規制課 1																																		
	資源循環推進課 1																																		
防災・危機管理部	消防安全部課 10 (産業保安室) (2)																																		
部局名	配備人員																																		
総務部	報道・広聴課 2																																		
県民生活環境部	生活文化課 2																																		
	環境政策課 2																																		
	環境対策課 5																																		
	廃棄物規制課 1																																		
	資源循環推進課 1																																		
防災・危機管理部	消防安全部課 10 (産業保安室) (2)																																		

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前				改定後				R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
保 健 医 療 部	防 災 ・ 危 機 管 理 課	8	原 子 力 安 全 対 策 課	3	保 健 医 療 部	防 災 ・ 危 機 管 理 課	8		
	保 健 政 策 課	2	医 療 政 策 課	2		保 健 政 策 課	2		
	（ 薬 務 課 ）	（2）				医 療 政 策 課	2		
福 祉 部	福 祉 政 策 課	2			福 祉 部	福 祉 政 策 課	2		
農 林 水 産 部	漁 政 課	2			農 林 水 産 部	漁 政 課	2		
	（ 水 産 振 興 課 ）	（2）				（ 水 産 振 興 課 ）	（2）		
	農 村 計 画 課	2				農 村 計 画 課	2		
	管 轄 農 林 事 務 所	2				管 轄 農 林 事 務 所	2		
土 木 部	道 路 維 持 課	2			土 木 部	道 路 維 持 課	2		
	河 川 課	2				河 川 課	2		
	港 湾 課	2				港 湾 課	2		
	下 水 道 課	2				下 水 道 課	2		
土 木 事 務 所	管 轄 土 木 ・ 工 事 事 務 所（工務所を含む）	5			土 木 事 務 所	管 轄 土 木 ・ 工 事 事 務 所（工務所を含む）	5		
港 湾 事 務 所	管 轄 港 湾 事 務 所	2 前後			港 湾 事 務 所	管 轄 港 湾 事 勿 所	2 前後		
県 民 セ ン タ ー	管 轄 県 民 セ ン タ ー	2 前後			県 民 セ ン タ ー	管 轄 県 民 セ ン タ ー	2 前後		
警 察 本 部	地 域 課	2			警 察 本 部	地 域 課	2		
	警 备 課	2				警 备 課	2		
	（ 新 規 ）					生 活 安 全 総 務 課	1		
	生 活 環 境 課	2				生 活 環 境 課	1		
※（ ）は、危険物流出事故の場合で、状況に応じ配備する。									
（後略）									
第 5 節 毒劇物 多量 取扱施設の事故応急対策				第 5 節 毒劇物 _____ 取扱施設の事故応急対策				269	誤りの修正（薬務課）

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
<p><b>8 大規模な火事災害対策計画</b></p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p><b>2 災害応急体制の整備</b></p> <p>(1) 職員の体制 (略)</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制 (中略)</p> <p>(県)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「震災時等の相互応援に関する協定」（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）</li> <li>・「災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県）</li> </ul> <p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）</li> <li>・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）</li> </ul>	<p><b>8 大規模な火事災害対策計画</b></p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p><b>2 災害応急体制の整備</b></p> <p>(1) 職員の体制 (略)</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制 (中略)</p> <p>(県)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「震災時等の相互応援に関する協定」（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）</li> </ul> <p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）</li> <li>・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）</li> </ul>	276	協定廃止に伴う変更 (防災・危機管理課)

## 茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
<p>林野火災<u>が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え、</u></p> <p><u>それぞれ次の対策を講ずるとともに、機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。</u></p> <p><u>その際</u>、夜間、休日の場合においても、対応できる体制の整備を図るものとする。</p> <p>（後略）</p> <p>（2）通信手段の確保 (略)</p> <p><b>2 災害応急体制の整備</b></p> <p>(1) 職員の体制 (略)</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制 (中略) (県)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「震災時等の相互応援に関する協定」（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）</li> <li>・「災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県）</li> </ul>	<p>林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。<u>それぞれ次の対策を講ずるとともに、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを図り、夜間、休日の場合においても、対応できる体制の整備を図るものとする。</u></p> <p><u>林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。</u></p> <p>（後略）</p> <p>（2）通信手段の確保 (略)</p> <p><b>2 災害応急体制の整備</b></p> <p>(1) 職員の体制 (略)</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制 (中略) (県)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「震災時等の相互応援に関する協定」（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）</li> </ul>	287	協定廃止に伴う変更 (防災・危機管理課)

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
<p>（市町村）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）</li> <li>・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）</li> </ul> <p>（後略）</p> <p>（3）緊急時ヘリコプターの離発着場の把握と整備 （略）</p> <p>（4）県と自衛隊の連携強化 （略）</p> <p>3 救助・救急、医療活動への備え （略）</p> <p>4 消火活動への備え 〔県（防災・危機管理部）〕 空中消火活動の充実に期するため、防災ヘリコプター及び 空中消火用資機材の整備と備蓄並びに維持管理に努めるものとする。</p> <p>（市町村） 防火水槽・貯水槽の整備、自然水利・指定消防水利の増強を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。</p> <p>5 緊急輸送活動への備え</p>	<p>（市町村）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）</li> <li>・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）</li> </ul> <p>（後略）</p> <p>（3）緊急時ヘリコプターの離発着場の把握と整備 （略）</p> <p>（4）県と自衛隊の連携強化 （略）</p> <p>3 救助・救急、医療活動への備え （略）</p> <p>4 消火活動への備え 〔県（防災・危機管理部）〕 空中消火活動の充実に期するため、防災ヘリコプター及び、<u>熱源探査装置を含む</u>空中消火用資機材の整備と備蓄並びに維持管理に努めるものとする。 〔県（各部局）〕 自然条件等についての国民の正しい理解を得るため、林野火災に関する広報資料の作成・周知等に努めるものとする。 林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板、防火水槽、簡易防火用水など防火思想の普及と初期消火のための施設の配備を促進するものとする。</p> <p>〔市町村〕 防火水槽・貯水槽の整備、自然水利・指定消防水利の増強を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。 〔市町村、消防機関〕 消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。</p> <p>5 緊急輸送活動への備え</p>	288	防災基本計画を反映 (消防安全課)

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
<p>（略）</p> <p>6 避難収容活動、施設・設備の応急復旧活動への備え （略）</p> <p>7 防災関係機関等の防災訓練の実施 〔県（各部局）、市町村、防災関係機関〕 様々な状況を想定し、地域住民等を含めた防災関係機関が相互に連携した実践的な訓練を実施するものとする。</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>（略）</p> <p>6 避難収容活動、施設・設備の応急復旧活動への備え （略）</p> <p>7 防災関係機関等の防災訓練の実施 〔県（各部局）、市町村、防災関係機関〕 様々な状況を想定し、地域住民等を含めた防災関係機関が相互に連携した実践的な訓練を実施するものとする。</p> <p><u>〔消防機関〕</u> <u>広域応援など様々な状況を想定し、消防計画や林野火災防御図等を活用した、より実践的な消火等の訓練を実施するものとする。</u></p>	289	防災基本計画を反映（消防安全課）
<p>第4節 防災活動の促進 （略）</p>	<p>第5節 防災活動の促進 （略）</p>	289	「第3節 林野火災に対する警戒の強化」新設に伴う変更（消防安全課）
<p>第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <hr/> <hr/>	<p>第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p><u>被災地方公共団体は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行うものとする。</u></p> <p>(1) 林野火災情報の収集・連絡 〔県（防災・危機管理部、警察本部）〕 市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要な関係省庁へ連絡する。 また、必要に応じて航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。 〔市町村〕 火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、</p>	289	防災基本計画を反映（消防安全課）

## 茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。	把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。 <u>〔消防機関〕</u> <u>無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握するものとする。</u>		
(2) 林野火災情報等の収集・連絡系統 (略) (3) 応急対策活動情報の連絡 (略)	(2) 林野火災情報等の収集・連絡系統 (略) (3) 応急対策活動情報の連絡 (略)		
<b>第2節 活動体制の確立</b>	<b>第2節 活動体制の確立</b>		
<b>3 広域的な応援体制</b> 〔県（防災・危機管理部）、市町村〕 県内において林野火災が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第3節第2「応援要請・受入体制の確保」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受入れ体制の確保を図るものとする。	<b>3 広域的な応援体制</b> 〔県（防災・危機管理部）、市町村〕 県内において林野火災が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第3節第2「応援要請・受入体制の確保」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受入れ体制の確保を図るものとする。 <u>〔県（各部局）、市町村、消防機関〕</u> <u>急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請するものとする。また、県は、必要に応じ、又は被災市町村からの要請に基づき、消防庁や自衛隊に対して応援等の要請を行うものとする。</u> <u>県内応援部隊の調整を行う代表消防機関は、火災の延焼状況等を把握し、被災市町村の消防機関に対して応援部隊の派遣に係る調整など支援を行うものとする。</u>	293	防災基本計画を反映 (消防安全課)
<b>第3節 救助・救急、医療及び消火活動</b>	<b>第3節 救助・救急、医療及び消火活動</b>		
<b>3 地上消火活動</b>	<b>3 地上消火活動</b>	294	防災基本計画を反映

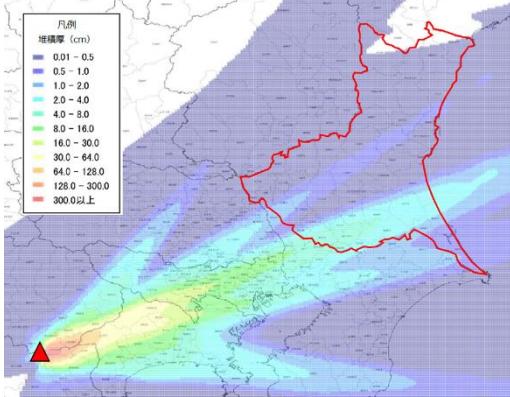
茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
<p>〔市町村、消防機関〕</p> <p>林野火災を覚知した場合は、火煙の大きさ、規模などを把握し、迅速に消火隊を整え出動するとともに、消防相互応援協定に基づく広域応援を要請するなど、火勢に対応できる消火体制を迅速に確立するものとする。</p>	<p>〔市町村、消防機関〕</p> <p><u>林野火災を想定した消防計画や林野火炎防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備するものとする。</u></p> <p>林野火災を覚知した場合は、火煙の大きさ、規模などを把握し、迅速に消火隊を整え出動するとともに、消防相互応援協定に基づく広域応援を要請するなど、火勢に対応できる消火体制を迅速に確立するものとする。</p> <p><u>熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進するものとする。</u></p> <p><u>水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。</u></p> <p>〔消防機関〕</p> <p><u>火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行うものとする。</u></p> <p><u>速やかに火災の状況を把握するとともに、消防計画、林野火炎防御図、飛び火警戒要領等の活用や、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消火活動を行うものとする。また、活動終期にあっては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うものとする。</u></p> <p><u>消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。</u></p>		(消防安全課)
<p>〔自主防災組織、住民〕</p> <p>林野火災発生後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>〔自主防災組織、住民〕</p> <p>林野火災発生後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。</p>		

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
（新設）	<p><b>10 火山噴火降灰対策計画</b></p> <p>本県には活火山は存在しないため、噴火に伴う大きな噴石、火碎流、溶岩流等により被害を受ける可能性は低いが、火山灰の降灰による被害が発生する可能性がある。</p> <p>本計画は、県内において近隣火山の噴火に伴う大規模な降灰により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、関係機関、関係団体及び事業者がとるべき対策について定める。</p> <p><b>第1章 災害予防</b></p> <p>本県において活火山は存在しないが、富士山が噴火した場合、県内のほぼ全域に降灰の可能性が示されていることから、将来の大規模噴火に備えた広域降灰対策は重要である。そこで、大規模な降灰が発生した場合の被害の軽減を図るために、関係機関や事業者は、次の対策を講じるものとする。</p> <p><b>第1節 火山噴火降灰による被害想定</b></p> <p><b>1 富士山噴火の降灰予測</b></p> <p>（1）大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ（令和2年4月）</p> <p>中央防災会議の「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」が令和2年4月に報告した「大規模噴火時の広域降灰対策について 一首都圏における降灰の影響と対策—～富士山噴火をモデルケースに～」によれば、宝永噴火に近いケースで西南西風卓越の場合、最大で県南地域に4～8cm、鹿行地域に2～4cm、県西地域に1～2cm、県央地域に0.5cm～1cm、県北地域に0.5cmの降灰が想定され、茨城県のほぼ全域で降灰の可能性がある。</p>		令和7年度防災基本計画の修正を踏まえ、火山噴火降灰対策を新設（防災・危機管理課）

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元												
	 <p><u>大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ（令和2年4月）における降灰シミュレーション（ケース2：西南西風卓越）抜粋（一部編集）</u></p> <p><u>(2) その他の火山における降灰について</u>  <u>富士山のほか、近隣都県にある浅間山や草津白根山などの噴火によっても県内に降灰の可能性がある。</u></p> <p><u>2 降灰により想定される影響</u>  <u>降灰により想定される影響は以下の通りである。</u></p> <table border="1" data-bbox="954 1056 1740 1421"> <tbody> <tr> <td><u>鉄道</u></td> <td>微量の降灰で地上路線の運行が停止。 大部分が地下の路線でも、需要増加や車両・作業員の不足等により運行停止や輸送量の低下が発生。</td> </tr> <tr> <td><u>道路</u></td> <td>乾燥時10cm以上、降雨時3cm以上の降灰で二輪駆動車が通行不能。当該値未満でも、視界不良による安全通行困難及び道路上の火山灰や鉄道停止に伴う交通量増等による速度低下や渋滞が発生。</td> </tr> <tr> <td><u>航空</u></td> <td>降灰が0.4mm以上になると滑走路等の除灰が検討され、2mm以上になると除灰が必要とされ、除灰作業が行われるまでの間、滑走路が利用不可。 大気中に火山灰が存在する空域では、航空機は迂回等の措置が必要。</td> </tr> <tr> <td><u>物資</u></td> <td>一時滞留者や人口の多い地域では、少量の降灰でも、食料や飲料水等の買い占めによる売り切れが生じる。交通に支障が生じると、物資の配送や店舗の営業に支障が生じ、生活物資が入手困難となる。</td> </tr> <tr> <td><u>電力</u></td> <td>降雨時3mm以上の降灰により碍子の絶縁低下に伴う停電が発生。 数cm以上の降灰により火力発電所の吸気フィルタの交換頻度の増加等による発電量が低下。電力供給量の低下が著しく、需要の抑制や電力融通等の対応でも必要な供給力が確保できない場合は、停電に至る。</td> </tr> <tr> <td><u>通信</u></td> <td>噴火直後には利用者による電話の輻輳が発生。降雨時に火山灰が基地局等の通信アンテナに</td> </tr> </tbody> </table>	<u>鉄道</u>	微量の降灰で地上路線の運行が停止。 大部分が地下の路線でも、需要増加や車両・作業員の不足等により運行停止や輸送量の低下が発生。	<u>道路</u>	乾燥時10cm以上、降雨時3cm以上の降灰で二輪駆動車が通行不能。当該値未満でも、視界不良による安全通行困難及び道路上の火山灰や鉄道停止に伴う交通量増等による速度低下や渋滞が発生。	<u>航空</u>	降灰が0.4mm以上になると滑走路等の除灰が検討され、2mm以上になると除灰が必要とされ、除灰作業が行われるまでの間、滑走路が利用不可。 大気中に火山灰が存在する空域では、航空機は迂回等の措置が必要。	<u>物資</u>	一時滞留者や人口の多い地域では、少量の降灰でも、食料や飲料水等の買い占めによる売り切れが生じる。交通に支障が生じると、物資の配送や店舗の営業に支障が生じ、生活物資が入手困難となる。	<u>電力</u>	降雨時3mm以上の降灰により碍子の絶縁低下に伴う停電が発生。 数cm以上の降灰により火力発電所の吸気フィルタの交換頻度の増加等による発電量が低下。電力供給量の低下が著しく、需要の抑制や電力融通等の対応でも必要な供給力が確保できない場合は、停電に至る。	<u>通信</u>	噴火直後には利用者による電話の輻輳が発生。降雨時に火山灰が基地局等の通信アンテナに		
<u>鉄道</u>	微量の降灰で地上路線の運行が停止。 大部分が地下の路線でも、需要増加や車両・作業員の不足等により運行停止や輸送量の低下が発生。														
<u>道路</u>	乾燥時10cm以上、降雨時3cm以上の降灰で二輪駆動車が通行不能。当該値未満でも、視界不良による安全通行困難及び道路上の火山灰や鉄道停止に伴う交通量増等による速度低下や渋滞が発生。														
<u>航空</u>	降灰が0.4mm以上になると滑走路等の除灰が検討され、2mm以上になると除灰が必要とされ、除灰作業が行われるまでの間、滑走路が利用不可。 大気中に火山灰が存在する空域では、航空機は迂回等の措置が必要。														
<u>物資</u>	一時滞留者や人口の多い地域では、少量の降灰でも、食料や飲料水等の買い占めによる売り切れが生じる。交通に支障が生じると、物資の配送や店舗の営業に支障が生じ、生活物資が入手困難となる。														
<u>電力</u>	降雨時3mm以上の降灰により碍子の絶縁低下に伴う停電が発生。 数cm以上の降灰により火力発電所の吸気フィルタの交換頻度の増加等による発電量が低下。電力供給量の低下が著しく、需要の抑制や電力融通等の対応でも必要な供給力が確保できない場合は、停電に至る。														
<u>通信</u>	噴火直後には利用者による電話の輻輳が発生。降雨時に火山灰が基地局等の通信アンテナに														

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元																																													
	<p>付着すると通信を阻害。停電エリアの基地局等において非常用発電設備の燃料切れが生じると通信障害が発生。</p> <p><b>上水道</b> 原水の水質が悪化し浄水施設の処理能力を超えると水道水が引用に適さなくなる又は断水となる。停電エリアでは浄水場及び配水施設等が運転停止し、断水が発生。</p> <p><b>下水道</b> 降雨時、下水管理（雨水）の閉塞により、閉塞上流から雨水があふれる。停電エリアの処理施設・ポンプに非常用発電設備の燃料切れが生じると下水道の使用が制限される。</p> <p><b>建物</b> 降雨時30cm以上の降灰量により木造家屋に火山灰の重みに伴い倒壊が発生。 体育館等の大スパン・緩勾配屋根の大型建物は、積雪荷重を超えると損壊が発生。 5cm以上の降灰量により、空調設備の室外機に不具合が生じる。</p> <p><b>健康被害</b> 目・鼻・のど・気管支等に異常を生じることがある。 呼吸器疾患や心疾患のある人々は症状が悪化する等の影響を受ける可能性が高い。</p> <p><u>（首都圏における広域降灰対策ガイドライン（R7.3）を参考に作成）</u></p> <p><b>3 降灰による被害様相と広域降灰対策の基本的な考え方</b></p> <p><u>降灰による被害様相と広域降灰対策の基本的な考え方</u>は以下の通りである。</p> <p><u>本県においては、ステージ1～ステージ2の降灰が想定されている。</u></p> <p><b>○ステージに応じた被害の様相と広域降灰対策の基本的な考え方</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>ステージ4</th> <th>ステージ3</th> <th>ステージ2</th> <th>ステージ1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>被害の様相 降灰量等</b></td> <td>降灰量30cm以上 降灰後土石流が想定される範囲</td> <td>降灰量3～30cm 被害が比較的大きい</td> <td>降灰量3～30cm 被害が比較的小さい</td> <td>降灰量微量～3cm</td> </tr> <tr> <td><b>建物倒壊</b></td> <td>木造家屋倒壊の可能性（降雨時）</td> <td>体育館等の大スパンの大型建物は損壊の可能性</td> <td>二</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td><b>輸送・移動・物資・ ライフライン供給</b></td> <td>道路通行・物資供給困難 ライフライン影響大（長期化）</td> <td>道路通行・物資供給困難※1 ライフライン影響小</td> <td>鉄道・航空機等運行停止 物資供給支障</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td><b>住民等の※2 基本的な行動</b></td> <td><b>原則避難</b></td> <td><b>自宅等で生活を継続（状況に応じ生活可能な地域へ移動）</b></td> <td><b>自宅等で生活を継続</b></td> <td><b>自宅等で生活を継続</b></td> </tr> <tr> <td><b>噴火直後は、自宅や 堅牢な建物に退避</b></td> <td>二</td> <td>二</td> <td>二</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td><b>通院による人工透析 や介護サービスが必要な人等※3</b></td> <td><b>原則避難</b></td> <td><b>自宅等で生活を継続（状況に応じ医療の対応可能な地域へ移動）</b></td> <td><b>自宅等で生活を継続</b></td> <td><b>自宅等で生活を継続</b></td> </tr> <tr> <td><b>輸送・移動手段 及び物資供給</b></td> <td>要救助者等がいる場合、 避難・救助を最優先に確保</td> <td>ライフライン復旧及び物資供給を最優先に確保</td> <td>ライフライン復旧・維持を最優先に確保</td> <td>降灰等の準備・影響のある分野は除灰開始</td> </tr> <tr> <td><b>ライフライン分野の対応</b></td> <td>（域外に避難した地域は、優先順位低）</td> <td>障害が長期化・影響が大きい状況から、少しでも早い復旧に取り組む</td> <td>早期の復旧に取り組み、復旧後は、ライフラインを維持する</td> <td>影響は一部に留まるため、復旧及びライフラインの維持に取り組む</td> </tr> </tbody> </table>	事項	ステージ4	ステージ3	ステージ2	ステージ1	<b>被害の様相 降灰量等</b>	降灰量30cm以上 降灰後土石流が想定される範囲	降灰量3～30cm 被害が比較的大きい	降灰量3～30cm 被害が比較的小さい	降灰量微量～3cm	<b>建物倒壊</b>	木造家屋倒壊の可能性（降雨時）	体育館等の大スパンの大型建物は損壊の可能性	二	二	<b>輸送・移動・物資・ ライフライン供給</b>	道路通行・物資供給困難 ライフライン影響大（長期化）	道路通行・物資供給困難※1 ライフライン影響小	鉄道・航空機等運行停止 物資供給支障	二	<b>住民等の※2 基本的な行動</b>	<b>原則避難</b>	<b>自宅等で生活を継続（状況に応じ生活可能な地域へ移動）</b>	<b>自宅等で生活を継続</b>	<b>自宅等で生活を継続</b>	<b>噴火直後は、自宅や 堅牢な建物に退避</b>	二	二	二	二	<b>通院による人工透析 や介護サービスが必要な人等※3</b>	<b>原則避難</b>	<b>自宅等で生活を継続（状況に応じ医療の対応可能な地域へ移動）</b>	<b>自宅等で生活を継続</b>	<b>自宅等で生活を継続</b>	<b>輸送・移動手段 及び物資供給</b>	要救助者等がいる場合、 避難・救助を最優先に確保	ライフライン復旧及び物資供給を最優先に確保	ライフライン復旧・維持を最優先に確保	降灰等の準備・影響のある分野は除灰開始	<b>ライフライン分野の対応</b>	（域外に避難した地域は、優先順位低）	障害が長期化・影響が大きい状況から、少しでも早い復旧に取り組む	早期の復旧に取り組み、復旧後は、ライフラインを維持する	影響は一部に留まるため、復旧及びライフラインの維持に取り組む		
事項	ステージ4	ステージ3	ステージ2	ステージ1																																												
<b>被害の様相 降灰量等</b>	降灰量30cm以上 降灰後土石流が想定される範囲	降灰量3～30cm 被害が比較的大きい	降灰量3～30cm 被害が比較的小さい	降灰量微量～3cm																																												
<b>建物倒壊</b>	木造家屋倒壊の可能性（降雨時）	体育館等の大スパンの大型建物は損壊の可能性	二	二																																												
<b>輸送・移動・物資・ ライフライン供給</b>	道路通行・物資供給困難 ライフライン影響大（長期化）	道路通行・物資供給困難※1 ライフライン影響小	鉄道・航空機等運行停止 物資供給支障	二																																												
<b>住民等の※2 基本的な行動</b>	<b>原則避難</b>	<b>自宅等で生活を継続（状況に応じ生活可能な地域へ移動）</b>	<b>自宅等で生活を継続</b>	<b>自宅等で生活を継続</b>																																												
<b>噴火直後は、自宅や 堅牢な建物に退避</b>	二	二	二	二																																												
<b>通院による人工透析 や介護サービスが必要な人等※3</b>	<b>原則避難</b>	<b>自宅等で生活を継続（状況に応じ医療の対応可能な地域へ移動）</b>	<b>自宅等で生活を継続</b>	<b>自宅等で生活を継続</b>																																												
<b>輸送・移動手段 及び物資供給</b>	要救助者等がいる場合、 避難・救助を最優先に確保	ライフライン復旧及び物資供給を最優先に確保	ライフライン復旧・維持を最優先に確保	降灰等の準備・影響のある分野は除灰開始																																												
<b>ライフライン分野の対応</b>	（域外に避難した地域は、優先順位低）	障害が長期化・影響が大きい状況から、少しでも早い復旧に取り組む	早期の復旧に取り組み、復旧後は、ライフラインを維持する	影響は一部に留まるため、復旧及びライフラインの維持に取り組む																																												

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
	<p><u>※1：一時的に供給困難となることもあるが、応急対応により生活継続が可能な状況。</u></p> <p><u>※2：降灰中で視界が低下する等により屋外での行動が危険を伴う場合は、基本的に自宅等の屋内へとどまる。健康被害防止のため、屋外での行動時にはゴーグル及びマスクの着用等の対策が望ましい。呼吸器疾患等の持病等を持つ人は特に留意。</u></p> <p><u>※3：降灰に伴う社会活動の低下等により自助・共助による生活が継続できず直ちに生命に危険が及ぶ人を想定（例：通院による人工透析患者や介護サービスが必要な人等）要配慮者のうち、自宅等で生活を継続可能な人は、一般住民と同様の行動をとる。</u></p> <p><u>（首都圏における広域降灰対策ガイドライン（R7.3）より抜粋）</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 火山に関する情報等</b></p> <p><b>1 火山に関する情報について</b></p> <p><u>火山に関する情報について主なものを以下の通り示す。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) 噴火警報・予報</p> <p class="list-item-l2">① 噴火警報</p> <p><u>噴火を伴って、生命に危険を及ぼす火山現象の発生が予想される場合や、その危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」を明示して発表する情報</u></p> <p><u>噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して発表される。</u></p> <p class="list-item-l2">② 噴火警戒レベル</p> <p><u>火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を、5段階に区分して発表する情報</u></p> <p class="list-item-l2">③ 噴火予報</p> <p><u>気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発</u></p>		

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元																																																						
	<p style="text-align: center;"><u>表する情報</u></p> <p style="text-align: center;"><u>○噴火警戒レベルが運用されている火山</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>噴火警戒レベル (キーワード)</th> <th>火山活動の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特別 警報</td> <td><u>噴火警報 (居住地域)</u></td> <td><u>居住地域及びそれよ り火口側</u></td> <td><u>レベル 5 避難</u></td> <td><u>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火 が発生、あるいは切迫している状態 と予想される。</u></td> </tr> <tr> <td><u>又は 噴火警報</u></td> <td></td> <td><u>レベル 4 (高齢者等避難)</u></td> <td><u>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火 が発生する可能性が高まってい る予想される。</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警報</td> <td><u>噴火警報 (火口周辺)</u></td> <td><u>火口から居住地域近 くまでの広い範囲の 火口周辺</u></td> <td><u>レベル 3 (入山規制)</u></td> <td><u>居住地域の近くまで重大な影響を及 ぼす（この範囲に入った場合には生 命に危険が及ぶ）噴火が発生、ある いは発生すると予想される。</u></td> </tr> <tr> <td><u>又は 火口周辺警報</u></td> <td><u>火口から少し離れた 所までの火口周辺</u></td> <td><u>レベル 2 (火口周辺規制)</u></td> <td><u>火口周辺に影響を及ぼす（この範囲 に入った場合には生命に危険が及 ぶ）噴火が発生、あるいは発生する と予想される。</u></td> </tr> <tr> <td>予報</td> <td><u>噴火予報</u></td> <td><u>火口内等</u></td> <td><u>レベル 1 (活火山であること に留意)</u></td> <td><u>火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で 火山灰の噴出等がみられる（この範 囲に入った場合には生命に危険が及 ぶ）。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><u>○噴火警戒レベルが運用されていない火山</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>噴火警戒レベル (キーワード)</th> <th>火山活動の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特別 警報</td> <td><u>噴火警報 (居住地域)</u></td> <td><u>居住地域及びそれよ り火口側</u></td> <td><u>居住地域及び それより火口側の範 囲における厳重な警 戒</u></td> <td><u>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火 が発生、あるいは発生すると予想さ れる。</u></td> </tr> <tr> <td><u>又は 噴火警報</u></td> <td></td> <td><u>居住地域厳重警戒</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警報</td> <td><u>噴火警報 (火口周辺)</u></td> <td><u>火口から居住地域近 くまでの広い範囲の 火口周辺における警戒 入山危険</u></td> <td><u>火口から居住地近く までの広い範囲の火 口周辺における警戒 入山危険</u></td> <td><u>居住地域の近くまで重大な影響を及 ぼす（この範囲に入った場合には生 命に危険が及ぶ）噴火が発生、ある いは発生すると予想される。</u></td> </tr> <tr> <td><u>又は 火口周辺警報</u></td> <td><u>火口から少し離れた 所までの火口周辺に おける警戒 火口周辺危険</u></td> <td><u>火口から少し離れた 所までの火口周辺に おける警戒 火口周辺危険</u></td> <td><u>火口周辺に影響を及ぼす（この範囲 に入った場合には生命に危険が及 ぶ）噴火が発生、あるいは発生する と予想される。</u></td> </tr> <tr> <td>予報</td> <td><u>噴火予報</u></td> <td><u>火口内等</u></td> <td><u>活火山であること 留意</u></td> <td><u>火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で 火山灰の噴出等がみられる（この範 囲に入った場合には生命に危険が及 ぶ）。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><u>(気象庁HPより引用)</u></p>	種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況	特別 警報	<u>噴火警報 (居住地域)</u>	<u>居住地域及びそれよ り火口側</u>	<u>レベル 5 避難</u>	<u>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火 が発生、あるいは切迫している状態 と予想される。</u>	<u>又は 噴火警報</u>		<u>レベル 4 (高齢者等避難)</u>	<u>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火 が発生する可能性が高まってい る予想される。</u>	警報	<u>噴火警報 (火口周辺)</u>	<u>火口から居住地域近 くまでの広い範囲の 火口周辺</u>	<u>レベル 3 (入山規制)</u>	<u>居住地域の近くまで重大な影響を及 ぼす（この範囲に入った場合には生 命に危険が及ぶ）噴火が発生、ある いは発生すると予想される。</u>	<u>又は 火口周辺警報</u>	<u>火口から少し離れた 所までの火口周辺</u>	<u>レベル 2 (火口周辺規制)</u>	<u>火口周辺に影響を及ぼす（この範囲 に入った場合には生命に危険が及 ぶ）噴火が発生、あるいは発生する と予想される。</u>	予報	<u>噴火予報</u>	<u>火口内等</u>	<u>レベル 1 (活火山であること に留意)</u>	<u>火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で 火山灰の噴出等がみられる（この範 囲に入った場合には生命に危険が及 ぶ）。</u>	種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況	特別 警報	<u>噴火警報 (居住地域)</u>	<u>居住地域及びそれよ り火口側</u>	<u>居住地域及び それより火口側の範 囲における厳重な警 戒</u>	<u>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火 が発生、あるいは発生すると予想さ れる。</u>	<u>又は 噴火警報</u>		<u>居住地域厳重警戒</u>		警報	<u>噴火警報 (火口周辺)</u>	<u>火口から居住地域近 くまでの広い範囲の 火口周辺における警戒 入山危険</u>	<u>火口から居住地近く までの広い範囲の火 口周辺における警戒 入山危険</u>	<u>居住地域の近くまで重大な影響を及 ぼす（この範囲に入った場合には生 命に危険が及ぶ）噴火が発生、ある いは発生すると予想される。</u>	<u>又は 火口周辺警報</u>	<u>火口から少し離れた 所までの火口周辺に おける警戒 火口周辺危険</u>	<u>火口から少し離れた 所までの火口周辺に おける警戒 火口周辺危険</u>	<u>火口周辺に影響を及ぼす（この範囲 に入った場合には生命に危険が及 ぶ）噴火が発生、あるいは発生する と予想される。</u>	予報	<u>噴火予報</u>	<u>火口内等</u>	<u>活火山であること 留意</u>	<u>火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で 火山灰の噴出等がみられる（この範 囲に入った場合には生命に危険が及 ぶ）。</u>
種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況																																																					
特別 警報	<u>噴火警報 (居住地域)</u>	<u>居住地域及びそれよ り火口側</u>	<u>レベル 5 避難</u>	<u>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火 が発生、あるいは切迫している状態 と予想される。</u>																																																					
	<u>又は 噴火警報</u>		<u>レベル 4 (高齢者等避難)</u>	<u>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火 が発生する可能性が高まってい る予想される。</u>																																																					
警報	<u>噴火警報 (火口周辺)</u>	<u>火口から居住地域近 くまでの広い範囲の 火口周辺</u>	<u>レベル 3 (入山規制)</u>	<u>居住地域の近くまで重大な影響を及 ぼす（この範囲に入った場合には生 命に危険が及ぶ）噴火が発生、ある いは発生すると予想される。</u>																																																					
	<u>又は 火口周辺警報</u>	<u>火口から少し離れた 所までの火口周辺</u>	<u>レベル 2 (火口周辺規制)</u>	<u>火口周辺に影響を及ぼす（この範囲 に入った場合には生命に危険が及 ぶ）噴火が発生、あるいは発生する と予想される。</u>																																																					
予報	<u>噴火予報</u>	<u>火口内等</u>	<u>レベル 1 (活火山であること に留意)</u>	<u>火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で 火山灰の噴出等がみられる（この範 囲に入った場合には生命に危険が及 ぶ）。</u>																																																					
種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況																																																					
特別 警報	<u>噴火警報 (居住地域)</u>	<u>居住地域及びそれよ り火口側</u>	<u>居住地域及び それより火口側の範 囲における厳重な警 戒</u>	<u>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火 が発生、あるいは発生すると予想さ れる。</u>																																																					
	<u>又は 噴火警報</u>		<u>居住地域厳重警戒</u>																																																						
警報	<u>噴火警報 (火口周辺)</u>	<u>火口から居住地域近 くまでの広い範囲の 火口周辺における警戒 入山危険</u>	<u>火口から居住地近く までの広い範囲の火 口周辺における警戒 入山危険</u>	<u>居住地域の近くまで重大な影響を及 ぼす（この範囲に入った場合には生 命に危険が及ぶ）噴火が発生、ある いは発生すると予想される。</u>																																																					
	<u>又は 火口周辺警報</u>	<u>火口から少し離れた 所までの火口周辺に おける警戒 火口周辺危険</u>	<u>火口から少し離れた 所までの火口周辺に おける警戒 火口周辺危険</u>	<u>火口周辺に影響を及ぼす（この範囲 に入った場合には生命に危険が及 ぶ）噴火が発生、あるいは発生する と予想される。</u>																																																					
予報	<u>噴火予報</u>	<u>火口内等</u>	<u>活火山であること 留意</u>	<u>火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で 火山灰の噴出等がみられる（この範 囲に入った場合には生命に危険が及 ぶ）。</u>																																																					

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元						
	<p>○茨城県近隣活火山の噴火警戒レベル運用状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>火山名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警戒レベルが運用されている火山</td><td>富士山、浅間山、草津白根山、日光白根山 等</td></tr> <tr> <td>噴火警戒レベルが運用されていない火山</td><td>赤城山、榛名山 等</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 噴火速報</p> <p>噴火速報は登山者や周辺の住民に対して噴火の発生を示す情報であり、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとるために発表する。</p> <p>(3) 火山の状況に関する解説情報</p> <p>現時点では噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に発表される情報。</p> <p>(4) 降灰予報</p> <p>気象庁は以下の3種類の降灰予報を提供する。</p> <p>①降灰予報（定時）</p> <p>噴火警報発表中の火山において、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合は、定期的（3時間毎）に発表</p> <p>②降灰予報（速報）</p> <p>噴火が発生した火山において、事前計算した降灰予報結果から適切なものを抽出して、噴火後5～10分程度で発表</p> <p>③降灰予報（詳細）</p> <p>噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表</p> <p>第3節 防災知識の普及等</p> <p>1 取組指針</p> <p>県や市町村、防災関係機関は、住民に対し火山現象や前兆現象、危険性に関する知識の普及啓発及び火山情報（噴火警報・予報、</p>	区分	火山名	噴火警戒レベルが運用されている火山	富士山、浅間山、草津白根山、日光白根山 等	噴火警戒レベルが運用されていない火山	赤城山、榛名山 等		
区分	火山名								
噴火警戒レベルが運用されている火山	富士山、浅間山、草津白根山、日光白根山 等								
噴火警戒レベルが運用されていない火山	赤城山、榛名山 等								

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
	<p><u>降灰予報)の種類と発表基準について周知、啓発を図るものとする。</u></p> <p><b>2 住民等による平時からの備え</b></p> <p><u>気象庁が発表する火山の噴火警報の理解を進めるとともに、マスク、ゴーグル、水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持ち出し用品の準備を進める。</u></p> <p><b>第2章 災害応急対策</b></p> <p><u>大規模な降灰が発生し又は発生するおそれがある場合は、関係機関、関係団体は次の対策を講じ、被害の発生を最小に抑える措置を講じるものとする。</u></p> <p><b>第1節 降灰対策における留意すべき事項等</b></p> <p><u>具体的な広域降灰対策の検討を進めるに当たっての考え方や留意すべき事項を、分野ごとに以下の通り示す。</u></p> <p><b>1 住民の安全確保</b></p> <p><b>(1) 被害の様相ごとの対応手順</b></p> <p><u>住民は、できる限り降灰域内に留まって自宅等で生活を継続することを基本とする。</u></p> <p><u>住民は、降灰量の実測値に加え、適宜降灰の見込みも加味して行動を判断する。特に、降灰に伴う社会活動の低下等により自助・共助による生活が継続できず直ちに生命に危険が及ぶ人等については、降灰量がより少ない段階から、医療機関を受診可能な地域に移動する必要がある。</u></p> <p><b>○被害の様相に応じた対応手順の概要</b></p> <p><u>本県においては、ステージ1～ステージ2の降灰が想定されている。</u></p>		

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
	<p><b>ステージ 4</b></p> <p>原則避難</p> <p>噴火直後は、自宅や堅牢な建物に退避</p> <p>木造家庭 → 堅牢な建物</p> <p>倒壊の可能性のため避難</p> <p>確保に相当時間かかる</p> <p><b>ステージ 3</b></p> <p>自宅等で生活を継続 (状況に応じて生活可能な地域へ移動)</p> <p>自宅等</p> <p>(状況に応じて)</p> <p>備蓄を活用し 自宅で生活を継続</p> <p>確保に相当時間かかる</p> <p><b>ステージ 2</b></p> <p>自宅等で生活を継続</p> <p>自宅等</p> <p>備蓄を活用し 自宅で生活を継続</p> <p>比較的早期に 確保可能</p> <p><b>ステージ 1</b></p> <p>自宅等で生活を継続</p> <p>自宅等</p> <p>通常の生活</p> <p>多少影響あり</p> <p><b>輸送・移動経路</b></p> <p>(道筋込み(見込み)の道路等)</p> <p><b>【STEP】</b></p> <p>i. 噴火直後は、火山灰から身を守るために自宅や堅牢な建物に退避（視界低下等により屋外移動が困難）</p> <p>ii. 自宅が木造家屋である等倒壊の恐れがある場合は堅牢な建物へ退避</p> <p>iii. 降灰状況を踏まえ、降灰影響が少ない地域や、ライフラインが復旧している地域へ避難</p> <p><b>【STEP】</b></p> <p>i. 備蓄を活用して、自宅等で生活を継続 (物資等も十分、停電、断水等で自宅等に留まる生活維持が可能)</p> <p>ii. 物資不足や停電、断水等が長期化し自宅等に留まることが困難となった場合等、物資を調達</p> <p>iii. 状況に応じて、最寄りのライフラインが復旧している地域、建物へ移動</p> <p><b>【STEP】</b></p> <p>i. 自宅等で生活を継続 ※道路の通行やライフライン等が一時的に停止する可能性はあるが、長時間とはならない。多少の不便はあるが、通常の生活・社会経済活動が維持可能。</p> <p><b>【例】</b></p> <p>赤線：避難経路 青線：前委輸送経路 黒線：実線・実行可能なもの -----：破線・実行できない可能性があるもの</p> <p><u>(首都圏における広域降灰対策ガイドライン (R7.3) より抜粋)</u></p> <p><b>(2) 広域降灰を想定した平時からの準備</b></p> <p>住民は、降灰がもたらす影響を知り、「<u>首都圏における広域降灰対策ガイドライン</u>」等を踏まえ、<u>自らの生活継続や健康維持に関するリスク</u>を事前に把握する必要がある。</p> <p>住民は、平時から降灰に備えて備蓄を行うことが重要である。備蓄品について、基本的には地震など他の災害と同様の準備を基本としつつ、降灰対策用品も確保することが望ましい。</p> <p>また、要配慮者のいる世帯や要配慮者が利用する施設においては、物資・燃料等を多めに備蓄しておくことが望ましい。</p> <p><b>(3) 移動困難時の対策</b></p> <p>国や県、市町村等は、<u>広域降灰による交通機関の停止に伴う移動困難者の対応に備え、平時から、一時滞在施設の確保について検討する</u>。</p>		

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
	<p><u>また、事業者（企業等）に対し、従業者等を一定期間事業所内にとどめておくことを想定した物資の備蓄を行うよう働きかける。</u></p> <p><b>2 広域降灰の予測・状況把握</b></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>広域降灰の予測に関する情報</u> <u>国（気象庁）から広域降灰に関する対応のトリガーとなる情報が提供された場合には、とるべき行動について周知する。</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>降灰状況の把握</u> <u>県や市町村は防災対応を行うため、降灰の状況を把握する必要がある。</u></p> <p><b>3 情報の発信・周知啓発</b></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>各機関からの呼びかけ等の情報発信</u> <u>県や市町村は国と連携して、広域降灰の可能性が高まった際に適切な情報発信を行う。</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>降灰対策に関する平時からの住民等への周知啓発</u> <u>県や市町村は住民に対して、平時から火山灰から身を守るためにの対策、降灰対策に必要な備蓄についての周知啓発を行う。</u></p> <p><b>4 輸送・移動手段</b></p> <p><u>県や市町村においては、物資の輸送・移動において優先度の高い拠点を想定し、人員・資機材を集中することにより、速やかに応急対応に必要な経路を確保する必要がある。</u></p> <p><u>また、平時から関係機関との調整を進めるとともに、人員・資機材の確保、対応訓練の実施を検討する。</u></p> <p><b>5 物資供給</b></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>物資供給の考え方</u> <u>県・市町村は道路啓閉等による輸送体制の復旧・確保が行わ</u></p>		

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
	<p><u>れ次第、必要な物資が届けられるよう、関係機関と連携し対策を講じる。</u></p> <p><u>(2) 物資拠点の考え方</u>  <u>県・市町村は、降灰時の物資供給において、他の災害の時と同様の対応を基本とし、関係者と連携し物資輸送を進める。</u></p> <p><u>6 ライフライン</u></p> <p><u>(1) 復旧の考え方</u>  <u>事業者は、住民が自宅等で生活を継続するため、各ライフラインに応じた必要な措置を行い、迅速な復旧に努める。</u></p> <p><u>(2) 平時からの対応</u>  <u>事業者は、施設保護・点検等、ライフラインの影響を最小限にとどめられるよう、平時からの対策を推進する。</u>  <u>また、県・市町村は平時からライフライン事業者と連携を強化し、連絡手段や被害状況の収集方法を確認しておく。</u></p> <p><u>7 火山灰の処理</u>  <u>降灰時は火山灰が堆積した場所に応じて施設管理者が処分を行う。火山灰の処理に期間を要することから、道路や鉄道等の降灰域内の生活を継続するために必要な場所から優先的に除灰する必要がある。</u>  <u>また、国・県・市町村の関係部局が連携して、火山灰の収集や処分が行えるよう、あらかじめ役割分担などを検討しておくことが必要である。</u></p>		